

(明科町の埋蔵文化財第4集)

長野県東筑摩郡明科町遺跡詳細分布調査報告書

明科町の遺跡

1994.3

明科町教育委員会

(明科町の埋蔵文化財第4集)

長野県東筑摩郡明科町遺跡詳細分布調査報告書

明科町の遺跡

1994. 3

明科町教育委員会

序

明科町には、長野道建設による発掘調査で多くの縄文時代の人骨が出土した北村遺跡や、川西ほ場整備による調査で縄文から中近世にいたる多くの遺構遺物が出土したほうろく屋敷遺跡、白鳳時代の古代寺院の跡とされる明科廃寺などの学術的に注目される遺跡をはじめ、原始から今日に至るまでの多くの埋蔵文化財が残されております。これらの埋蔵文化財は私たちがふるさとの歴史を学ぶための大きな手がかりとなることは言うまでもなく、私たちが埋蔵文化財を通して祖先の生活の痕跡に直に触れる感動はなにものにも代えがたいものがあります。

近年、明科町でも農業基盤整備事業をはじめさまざまな開発事業が進み、埋蔵文化財の包蔵地が知らぬ間に破壊、煙滅するおそれもあります。そこで、平成3年度より3年計画で、国庫補助事業として町内遺跡詳細分布調査を実施いたしました。調査の結果、従前78ヶ所であった縄文時代から近世江戸時代までの遺跡が111ヶ所と思いがけず多くの遺跡が確認されました。

今回、本書の作成を契機に埋蔵文化財包蔵地の周知徹底をはかるとともに、関係機関をはじめ、広く町民の皆さんにも文化財愛護の思想を普及し、貴重な文化財を破壊から保護しようと考えるものであり、本書が充分に活用されるようお願いする次第です。

最後に、調査から本書作成までご協力をいただいた関係者の皆さんに厚く御礼申し上げます。

平成6年3月

明科町教育委員会

教育長 平林 隆道

例　　言

1. 本書は、明科町が国庫補助金を受けて、平成3年度～5年度に実施した町内遺跡詳細分布調査の報告書である。
2. 調査は明科町教育委員会が主体となり調査団を組織し調査を実施した。
3. 分布図に示した遺跡範囲と遺跡一覧表に示した時代・出土遺物等は、分布調査や発掘調査などにより知り得た事項から総合的に判断して決定したものである。従って新たな情報によってこれらに一部に修正が加えられることがある。また本書に掲載されていない新遺跡が発見され登録されることもある。特に潮沢などの山間地や、上押野、塔ノ原などの山からの崩落土に厚く覆われた地区ではその可能性が大きい。
4. 遺跡の範囲は、遺物の散布範囲及び地形地質条件、伝承等から予想される範囲である。
5. 遺跡番号については、これまでの分布図や遺跡一覧表などに記載されていたものを全廃し、今回新たに調査を行った地区毎に大字南陸郷は101から、大字七貴は201から、大字光は301から、大字中川手は401から、大字東川手は501からそれぞれ始まる番号を付して、番号によって所在地区がわかるように改善を図った。また、従前の番号との整合を図るために、本書の遺跡一覧表内に欄を設け、「全国遺跡地図・長野県版」の文化庁番号を上段に、「長野県史・考古資料編」遺跡地名表の県史番号を〔 〕で中段に、「長野県の中世城館跡」の城館番号を〔 〕で下段に記載した。
6. 遺跡名は、小字名、地元の呼称を基本とし、従来使用されてきた遺跡名もできる限り尊重したが、明らかな誤認や混乱のあるものについては改めた。
7. 本書の地図は、明科町が調整した地図のうちから、分割図は縮尺1/25,000の町図、分布図については縮尺1/2,500の国土基本図を原則に、1/10,000の都市計画図もあわせて使用した。
8. 執筆及び編集は下記のとおり行った。
 - ・原稿の執筆に当たっては、第3章「明科町の地形地質と遺跡」について関全寿先生の玉稿をいただいた。記して感謝の意を表したい。
 - ・一覧表及び文献資料一覧の作成は大沢が行った。
 - ・分布図のトレースは重田が行った。
 - ・編集は大沢、降幡が行った。
9. 本調査の採集遺物をはじめ調査に関する資料は明科町教育委員会が保管している。

目 次

序	
例 言	
目 次	
第1章 調査の経過	
1. 調査の経過	1
2. 調査組織	2
3. 調査方法	2
第2章 遺跡分布地図	
1. 分布地図分割図	3
2. 分布地図	4
3. 道路一覧表	56
第3章 明科町の地形・地質と遺跡	
1. 地 形	64
2. 地 質	65
3. 遺跡の分布	67
第4章 明科町関係主要文献目録	71
第5章 埋蔵文化財の保護と取り扱いについて	73

第1章 調査の経過

1、調査の概要

昭和60年以降明科町においてもは場整備事業をはじめ各種の開発が計画されており、埋蔵文化財の保護のためには町内遺跡の精密な状況を把握する必要が生じてきた。

明科町教育委員会では平成3年度より5年度までの3年計画で国庫補助を受けて町内遺跡詳細分布調査を実施した。

各年度ごとの実施状況は次のとおりである。

平成3年度

事業内容 大字南陣郷、大字七貴両地区の遺跡分布調査、採集遺物整理、遺跡台帳作成

事業費 1,000,223円

実施期間 平成3年6月3日～平成4年3月25日

平成4年度

事業内容 大字光、大字中川手両地区の遺跡分布調査、採集遺物整理、遺跡台帳作成

事業費 1,396,061円

実施期間 平成4年6月1日～平成5年3月24日

平成5年度

事業内容 大字東川手地区の遺跡分布調査、補足的分布調査、採集遺物整理、遺跡台帳作成、報告書作成

事業費 1,313,000円（予定）

実施期間 平成5年6月1日～平成6年3月25日

2、調査体制

明科町教育委員会では、昭和60年度に終了した町史編纂事業の資料を活用しながら、町文化財調査委員会委員の協力を得て調査を進めることとし調査団を編成した。

調査団長 堀内 弘（町教育長 平成3年8月31日まで）

関 康男（〃 平成3年9月1日から平成4年9月30日まで）

平林 隆道（〃 平成4年10月1日から）

調査主任 大沢 哲（町教育委員会社会教育係長）

調査員 小林 界（町文化財調査委員長）

関 鶴二（町文化財調査委員）

下里 和民（〃）

池上 昌訓（〃）

堀内 鉄夫（〃）

宮川 清治（〃）

調査補助員 重田 恵子（大谷大学生）

調査作業員 唐沢政子、小林佐恵子、小林のり子、藤原誠子、細尾みよ子、宮沢幸子、矢花弘子
望月弘満、細尾さゆみ

事務局 （町教委社会教育課）

課長 石田 寿成、社会教育係長 大沢 哲、社会教育係 降幡 健一、古沢 幸恵

3、調査の方法

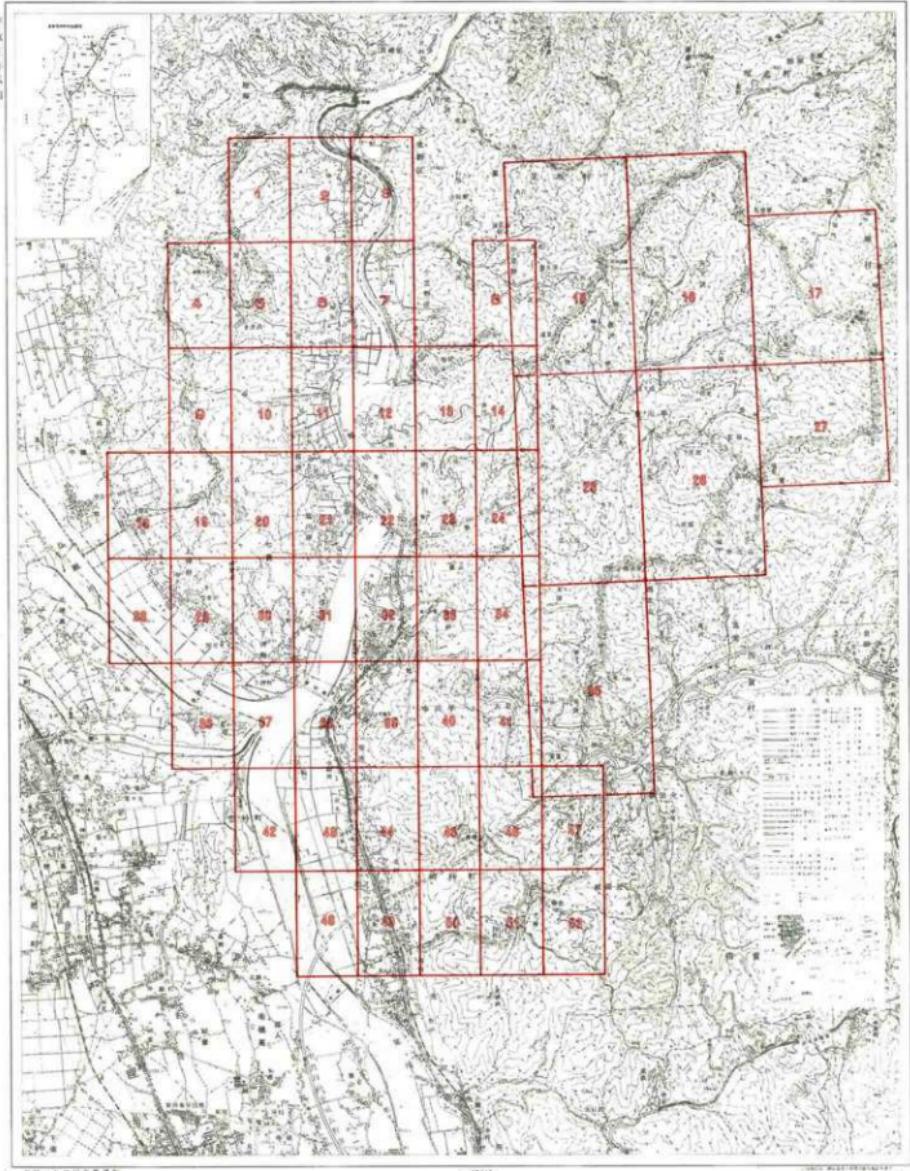
昭和60年に終了した町史編纂事業の成果をもとに、明科町都市計画図（1／10,000）、国土基本図（1／2,500）上に遺跡の位置を落して、これを基本台帳とした。

この基本台帳をもとに、遺物の表面採集が可能な地域を選定し、調査員・作業員が踏査を行った。遺物が採集された場合はその地点を台帳に記入し、遺物はビニール袋に一時保管した。踏査実施地点の遺物採集が終了した時点で遺物の散布範囲に地形条件を加味し遺跡範囲を判断した。採集遺物については洗浄後遺跡ごとに注記を行い整理箱に保管した。調査の結果は遺跡カードに記入し整理を行った。

本図の縮尺は 1/5,000 です。

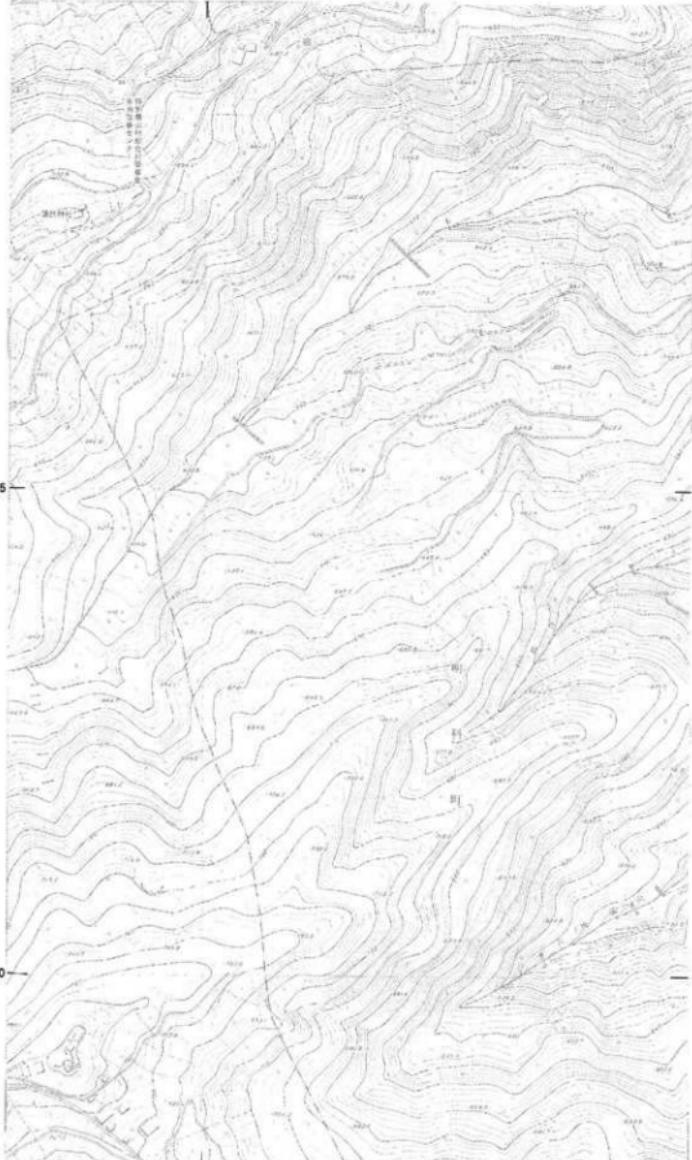
分布地図分割図

平成
年六月

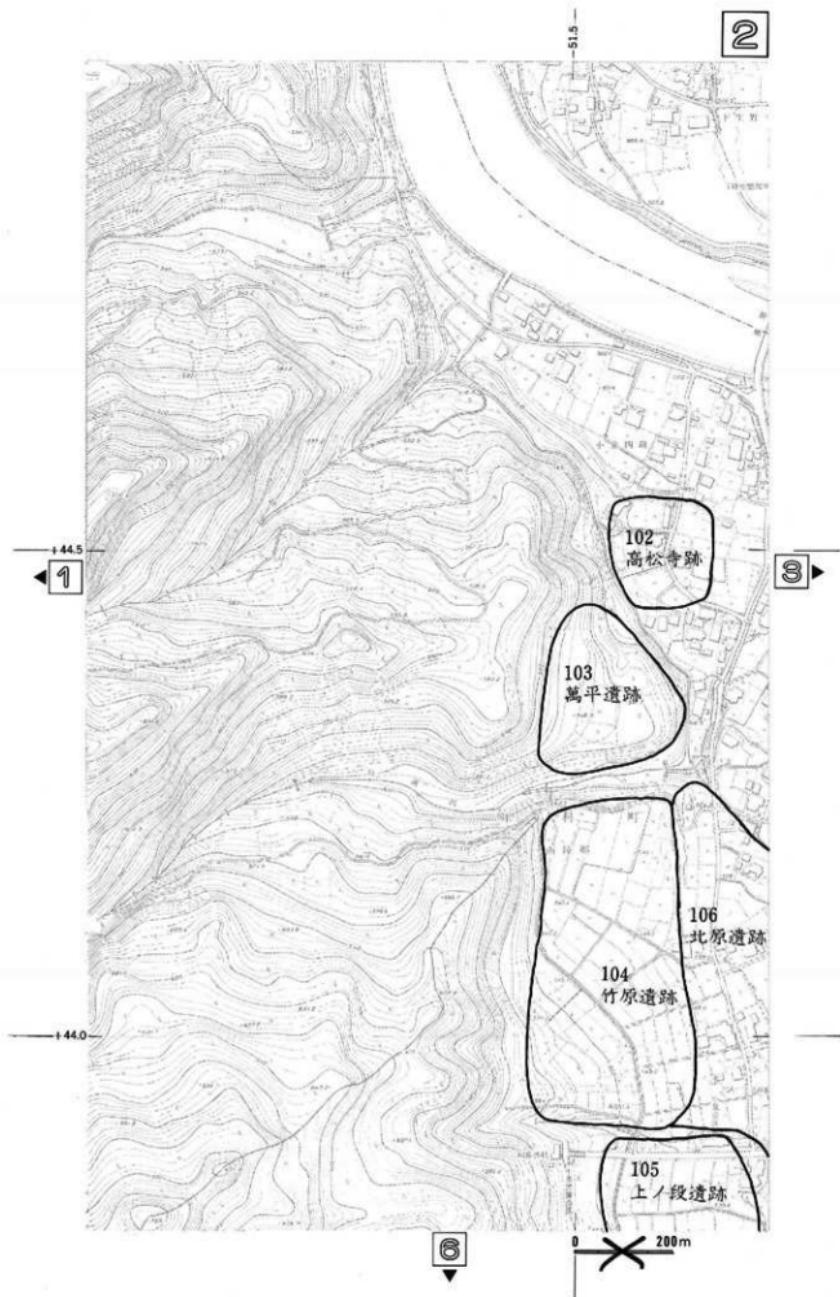


1

— 52.5 —



2 ▶



8

-51.0-

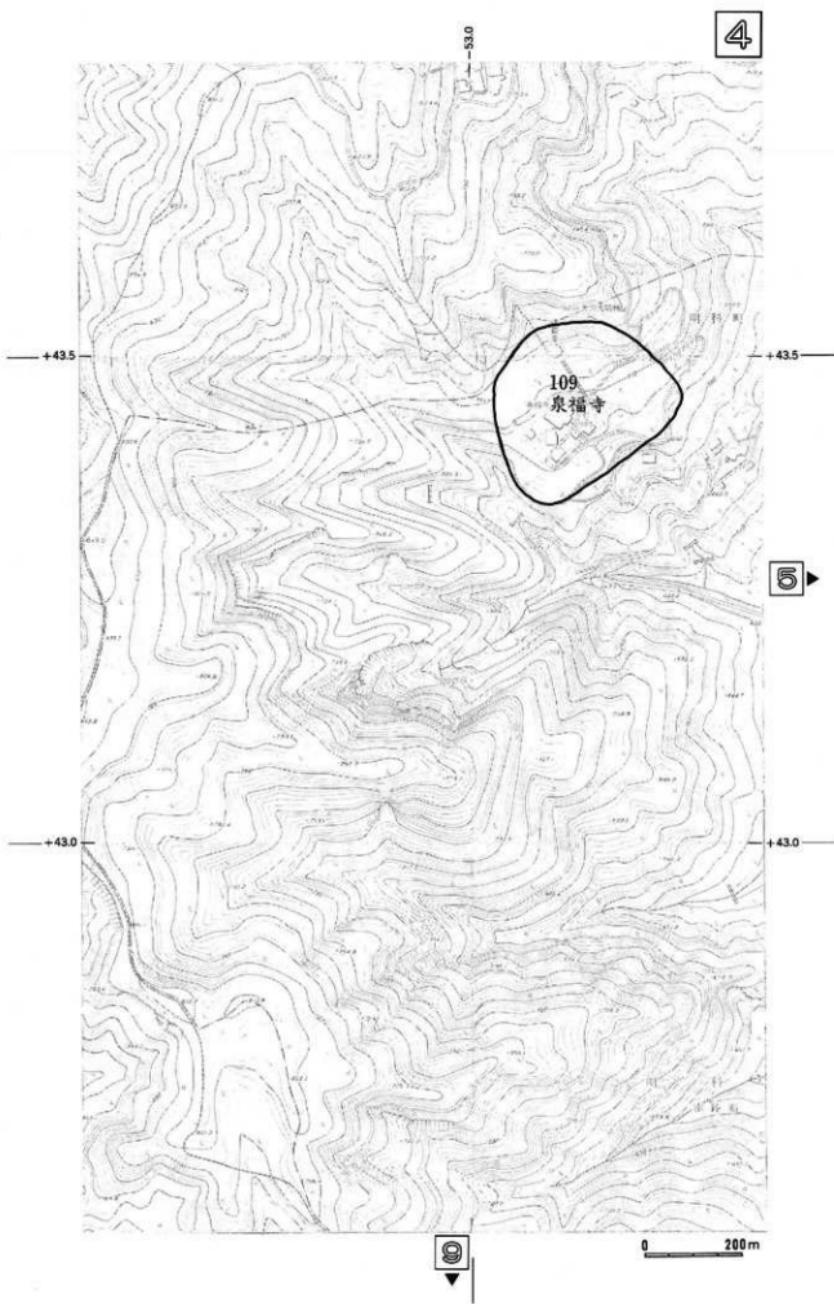


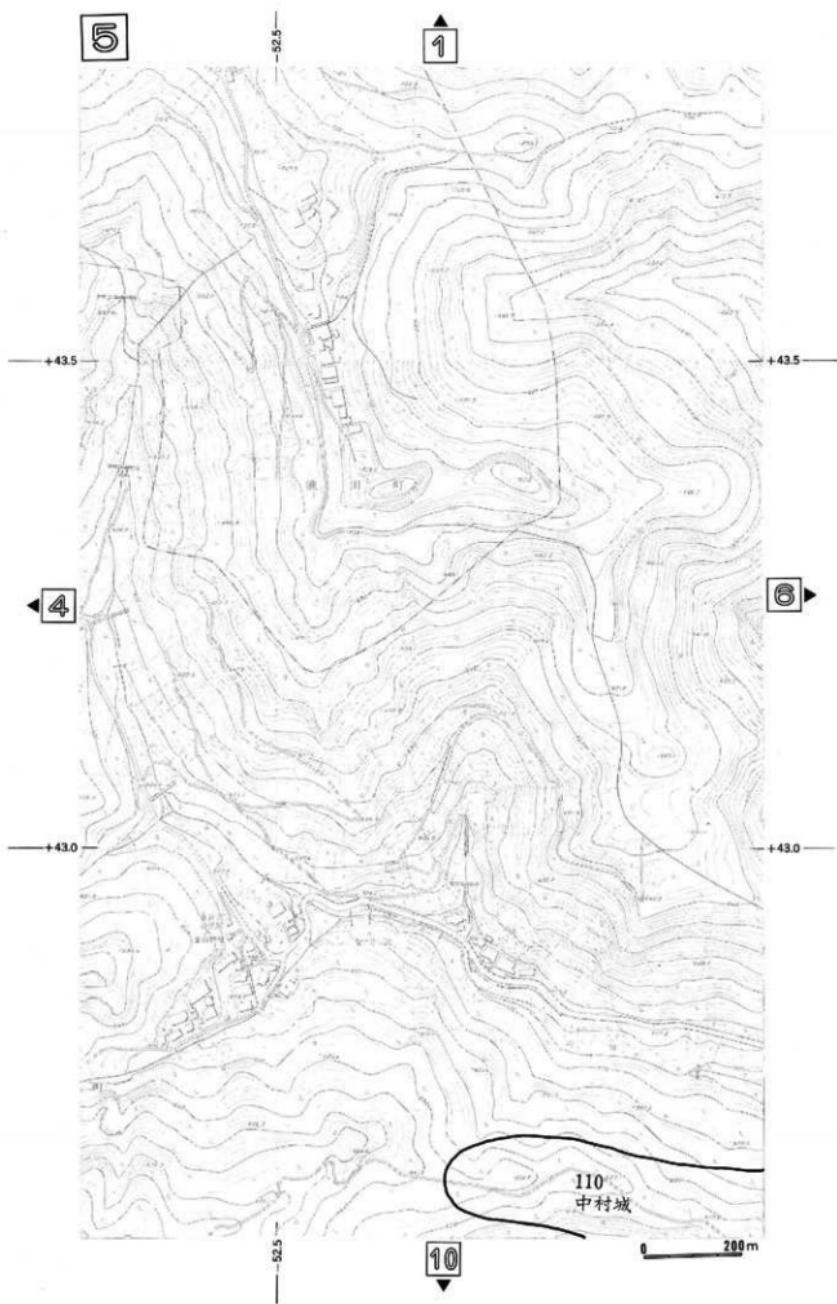
2

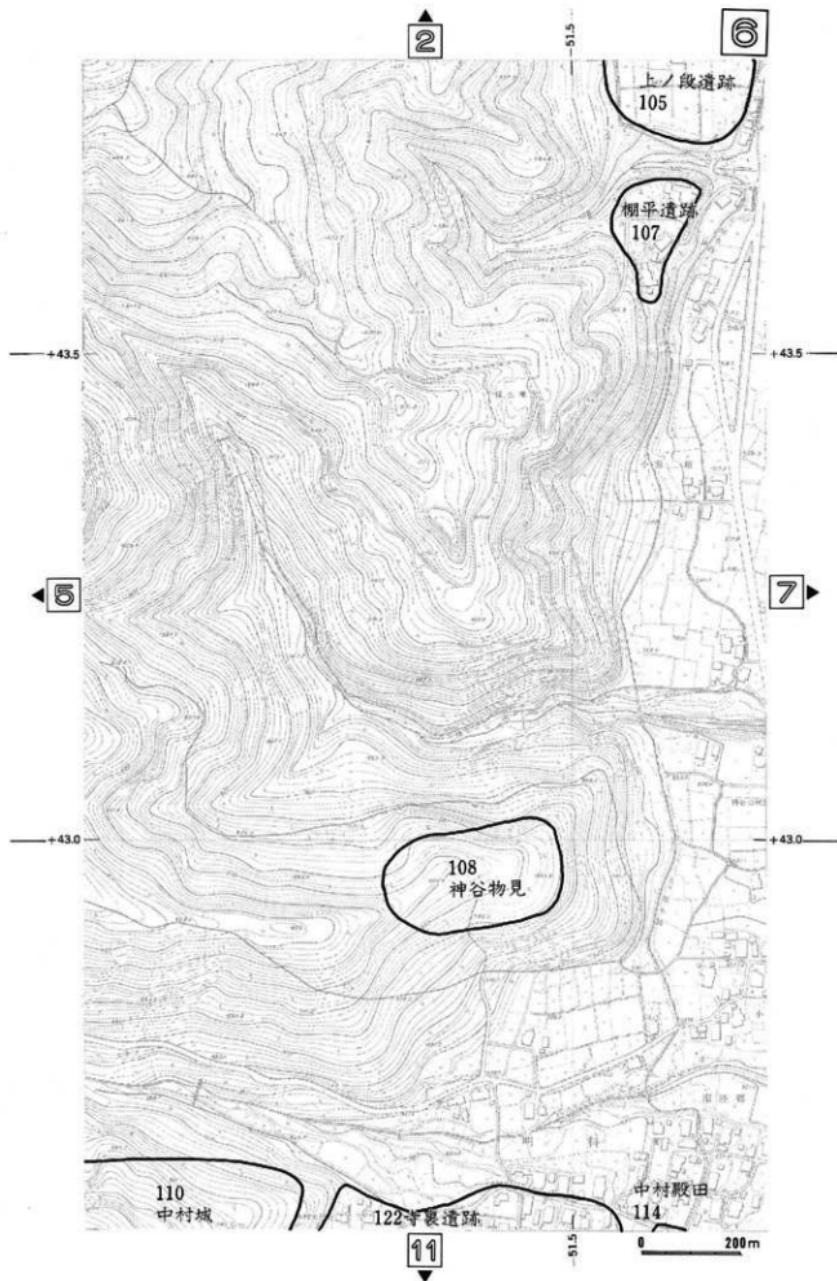
-51.0-

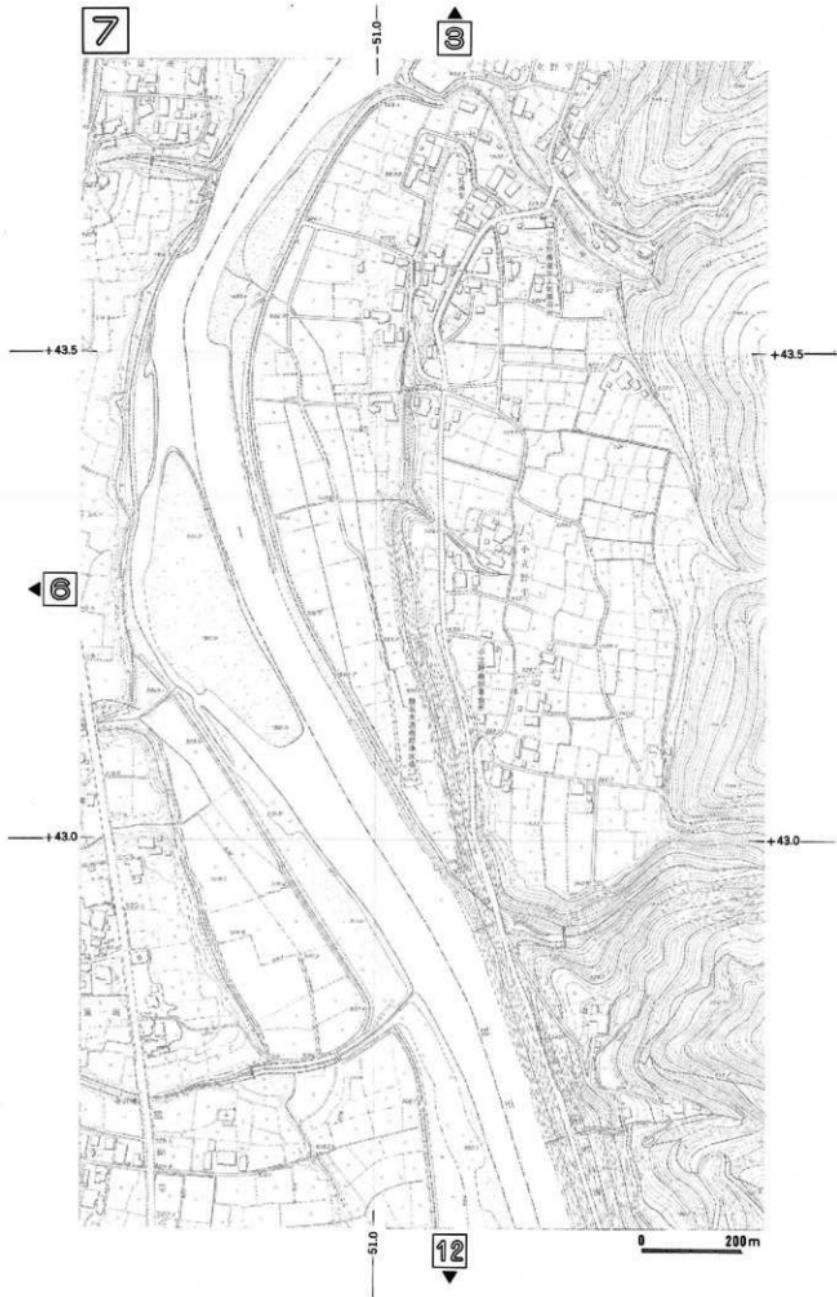
7

0 200m



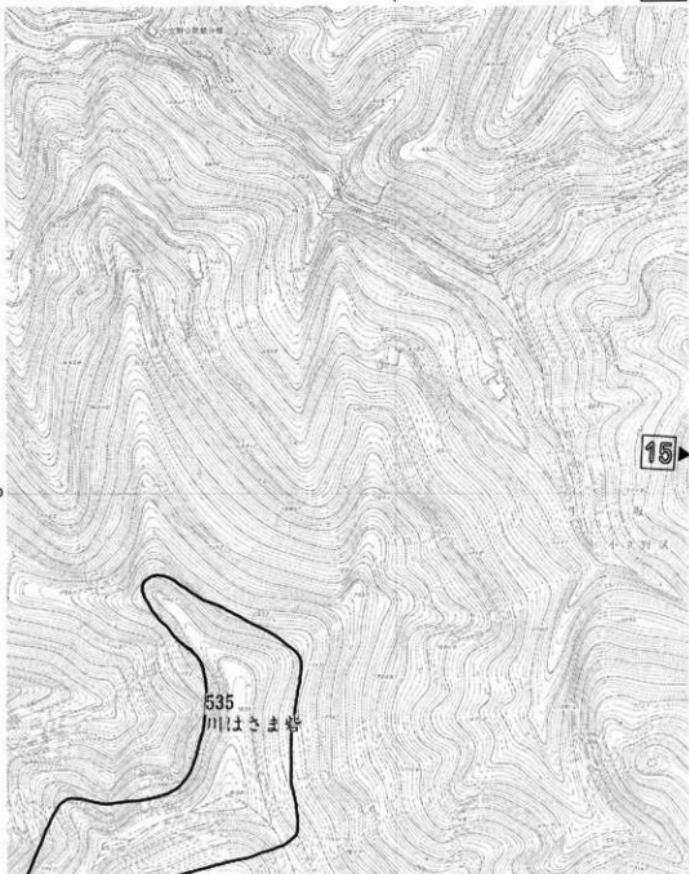






8

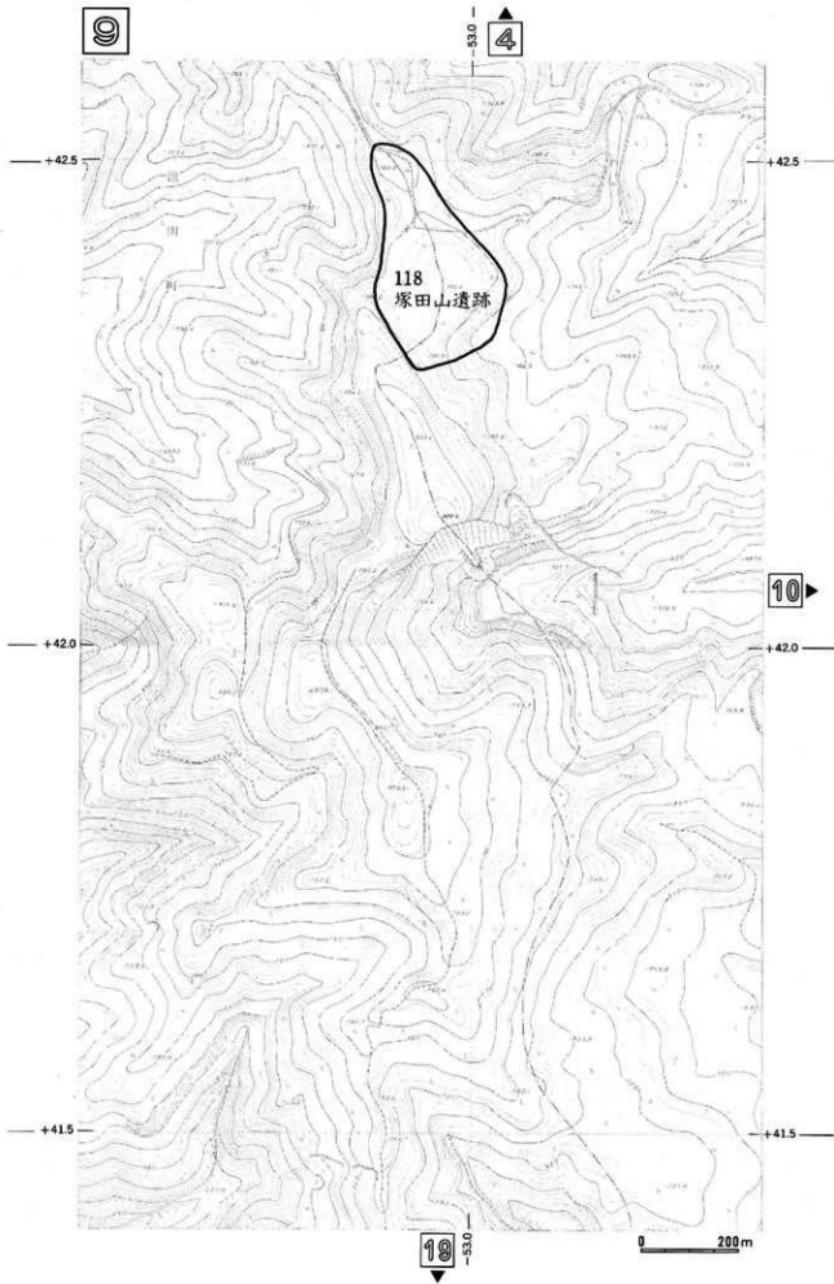
-49.5

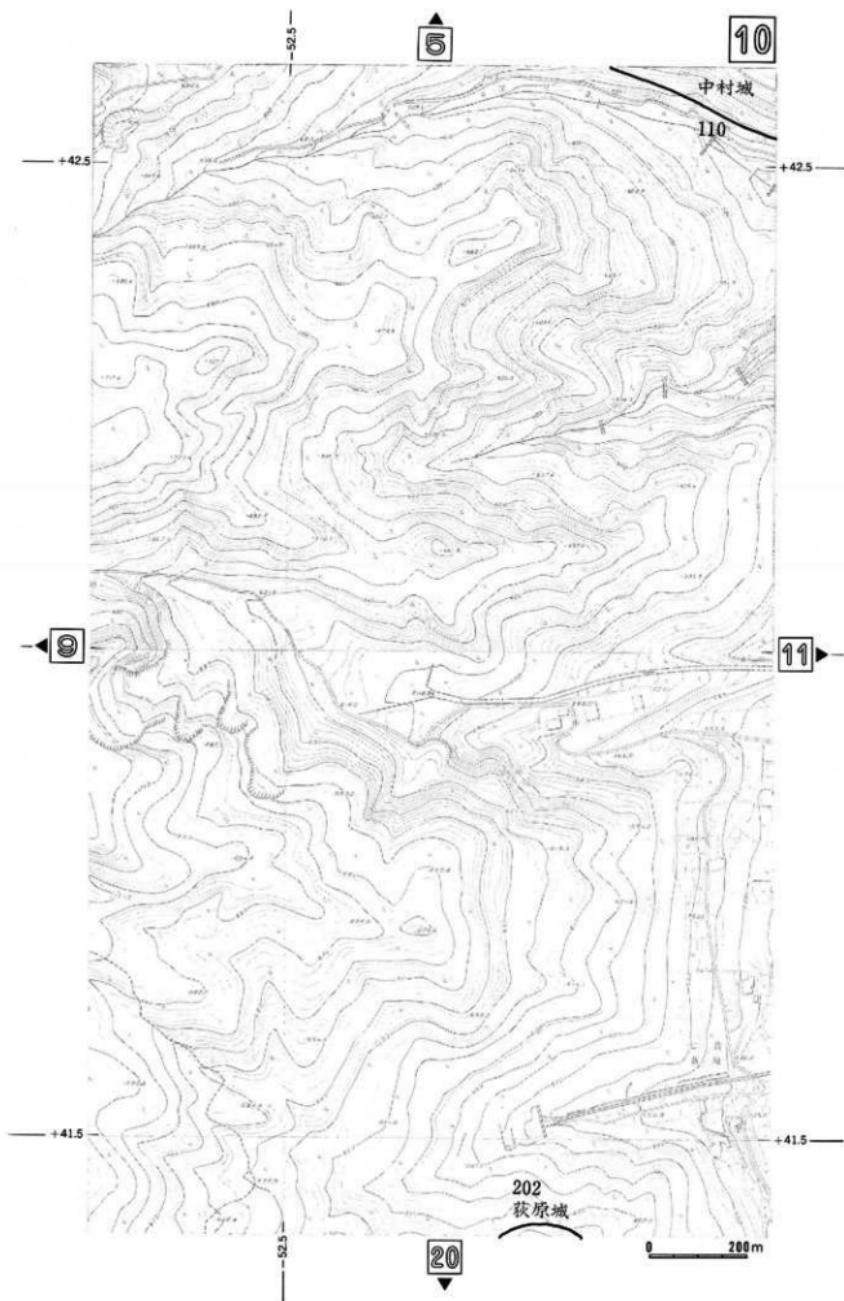


0 200m

14

49.5





11

6

-51.5-

中村城
110専光寺跡
111114
中村殿田

+42.5

+42.5

113
石原遺跡115
中村塙塚遺跡117
源藤平遺跡

10

12

+42.0

201
荻原古屋敷

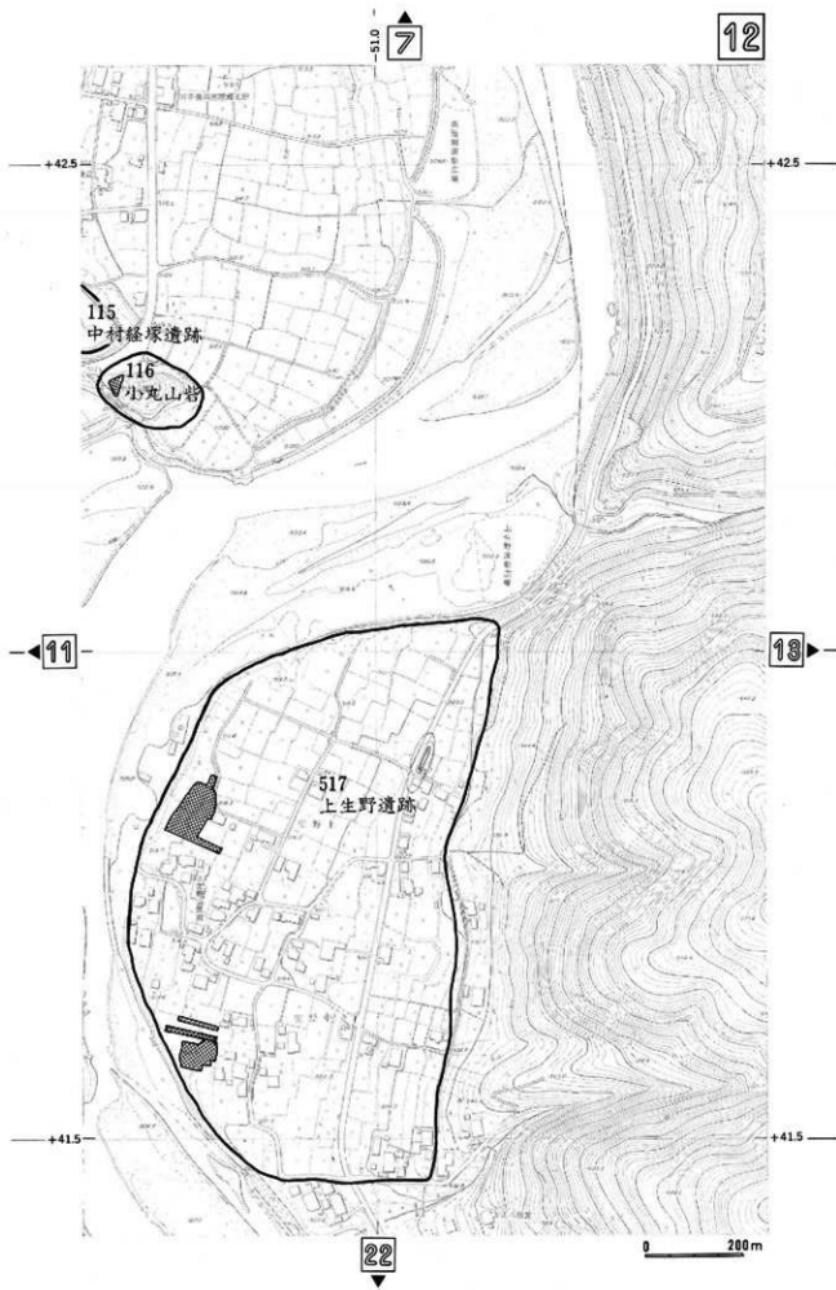
+41.5

+41.5

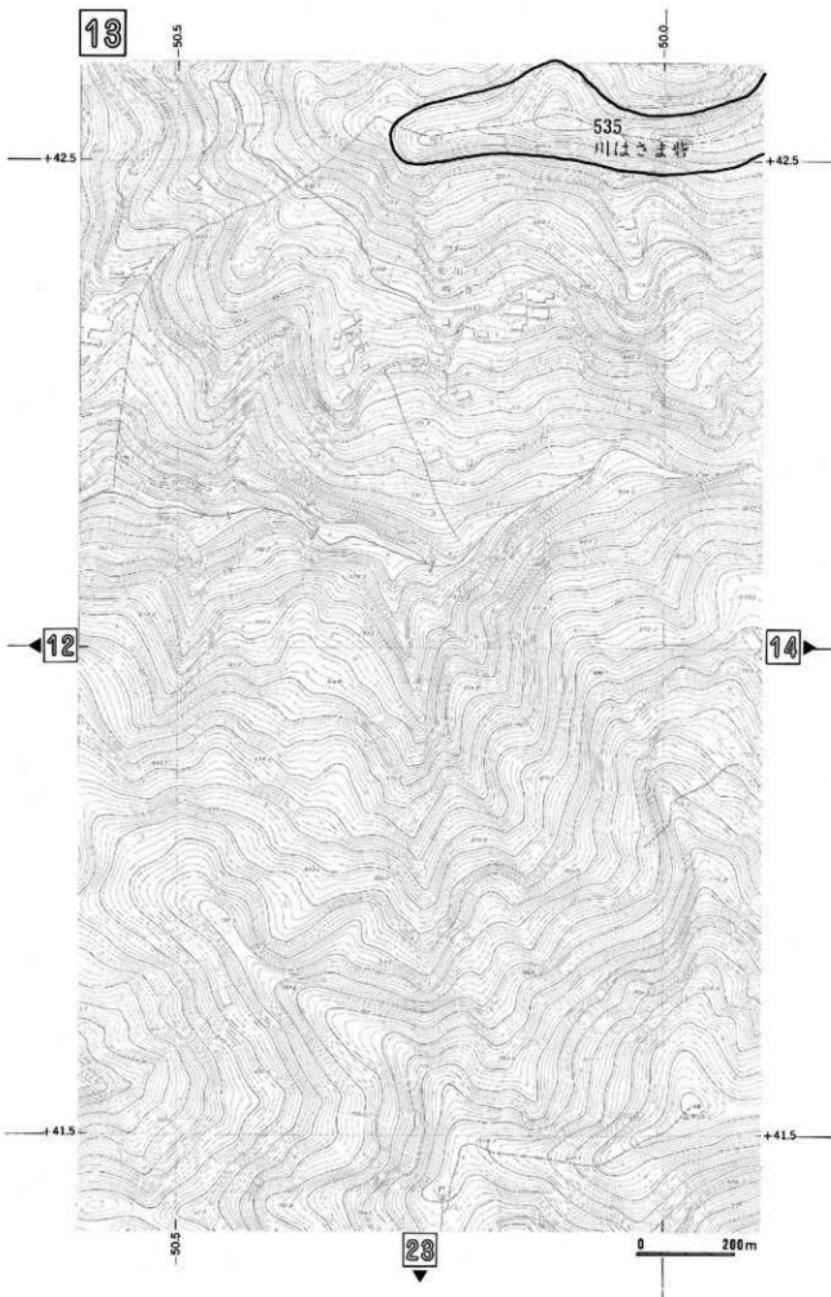
21

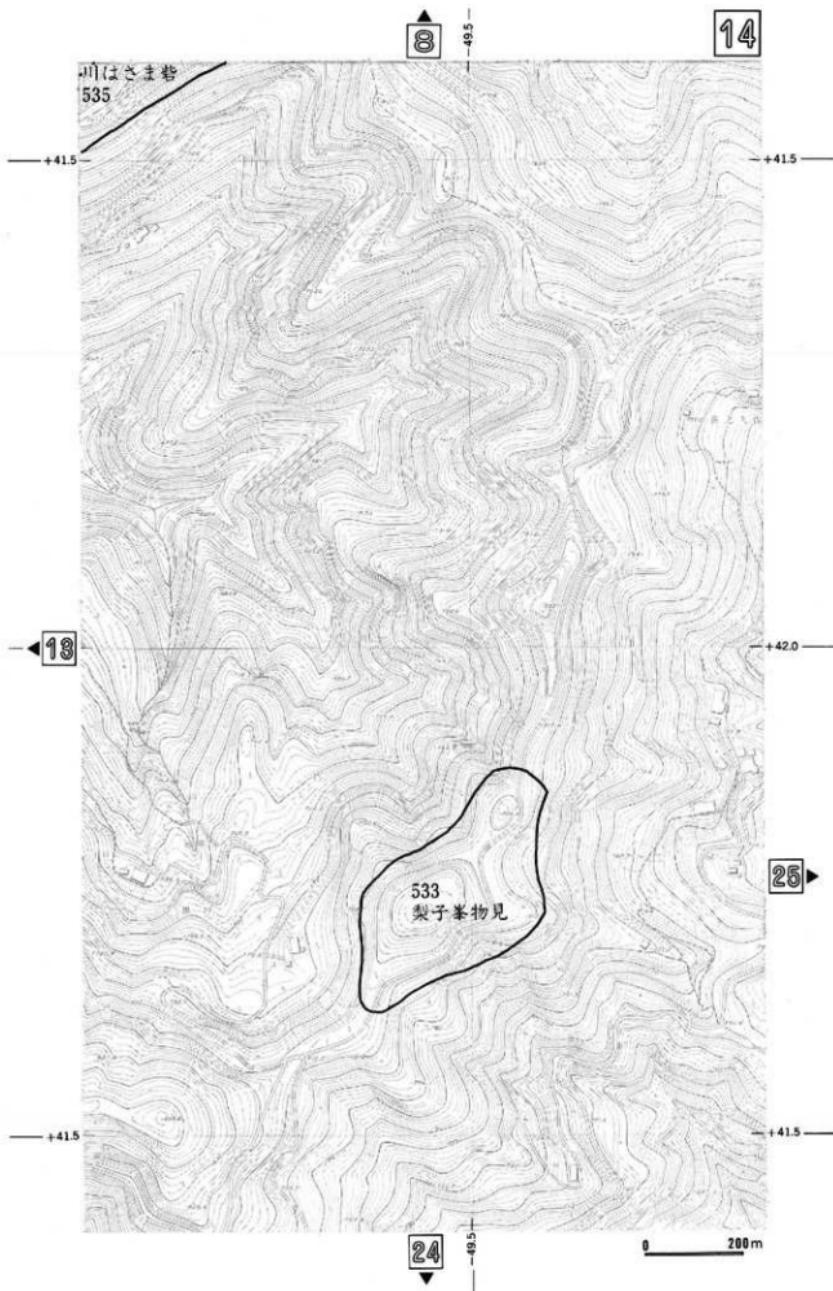
-51.5-

0 200m



13





15

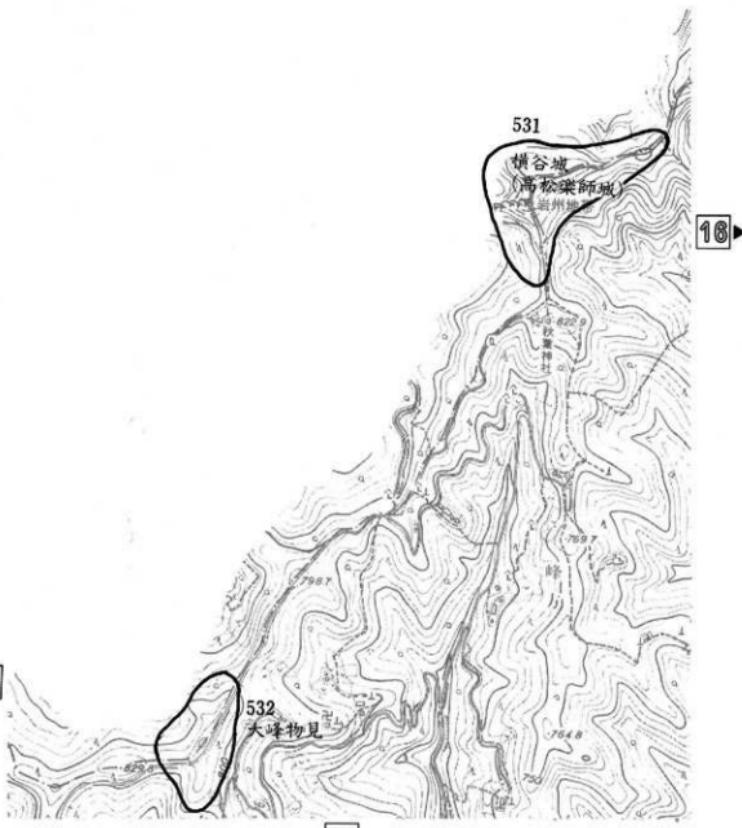
◀ 8

14

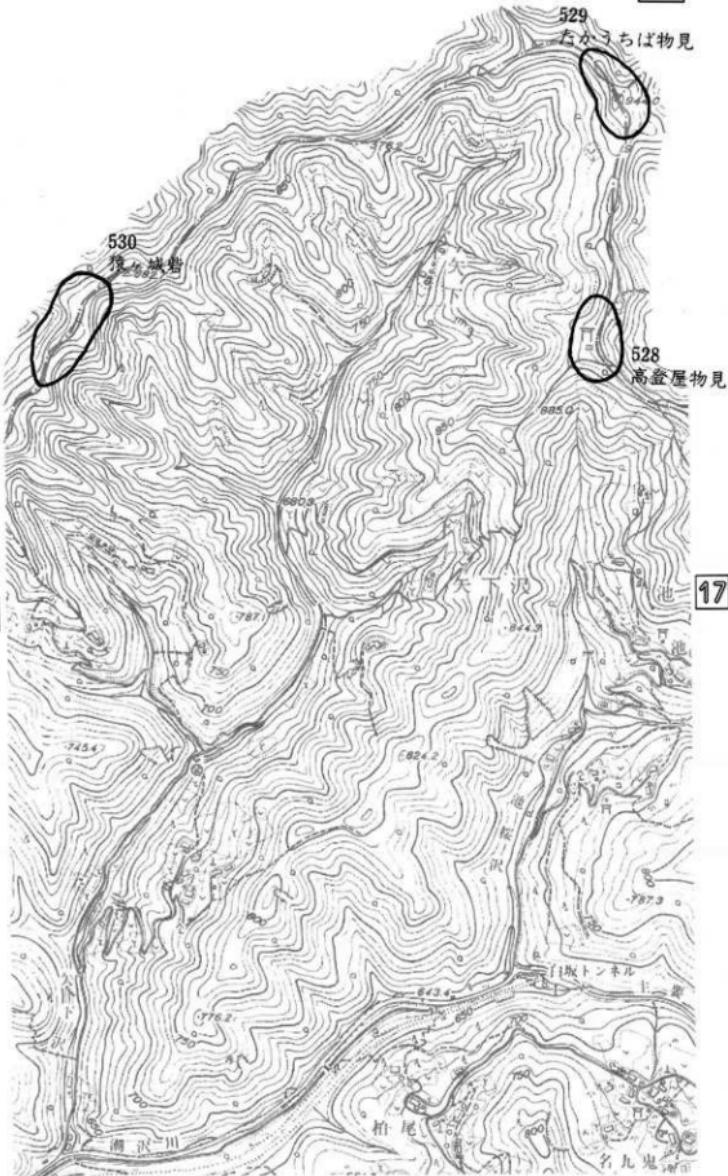
25

0

500m



16



15

17

26



500m

17



18



19▶

28

19

9
53.0

+41.0

+41.0

18

20

井川

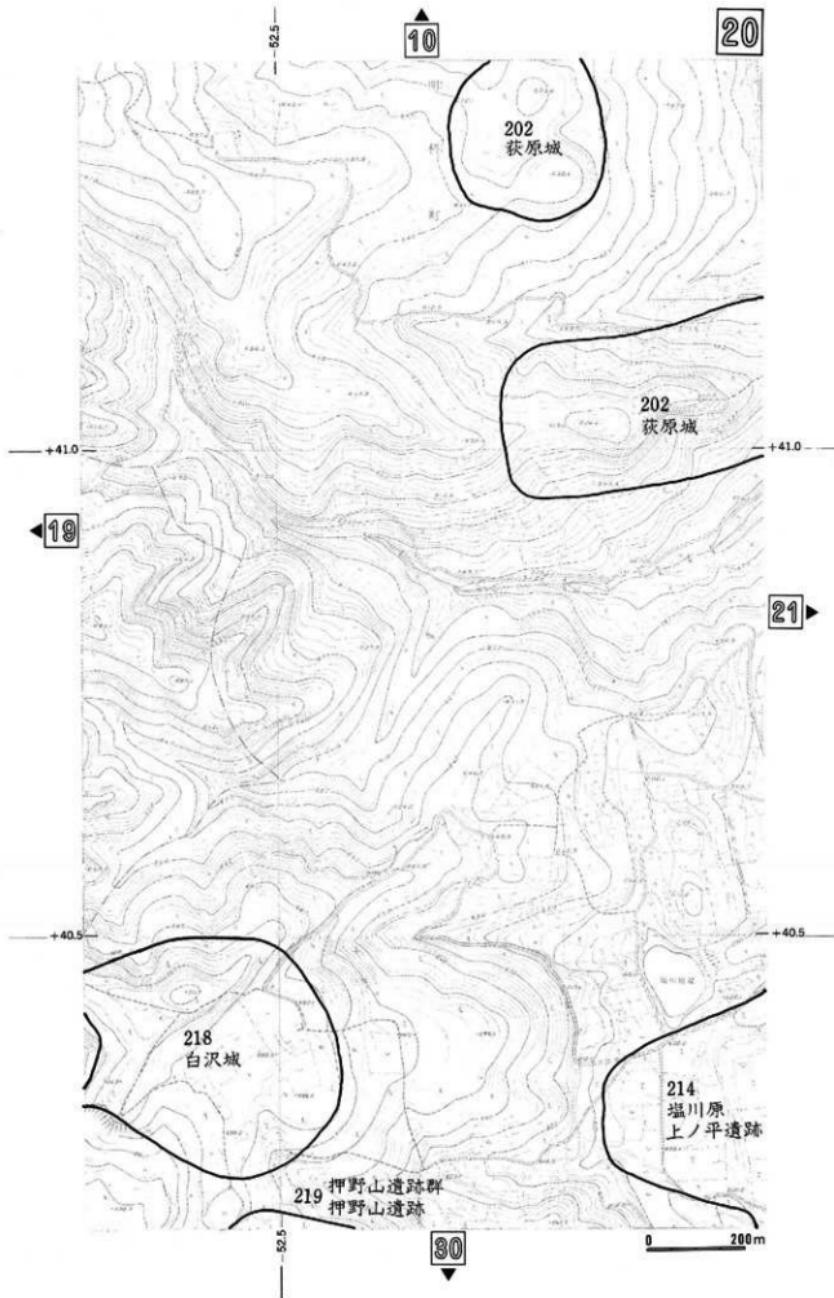
218
白沢城

+40.5

+40.5

29
53.0

200m

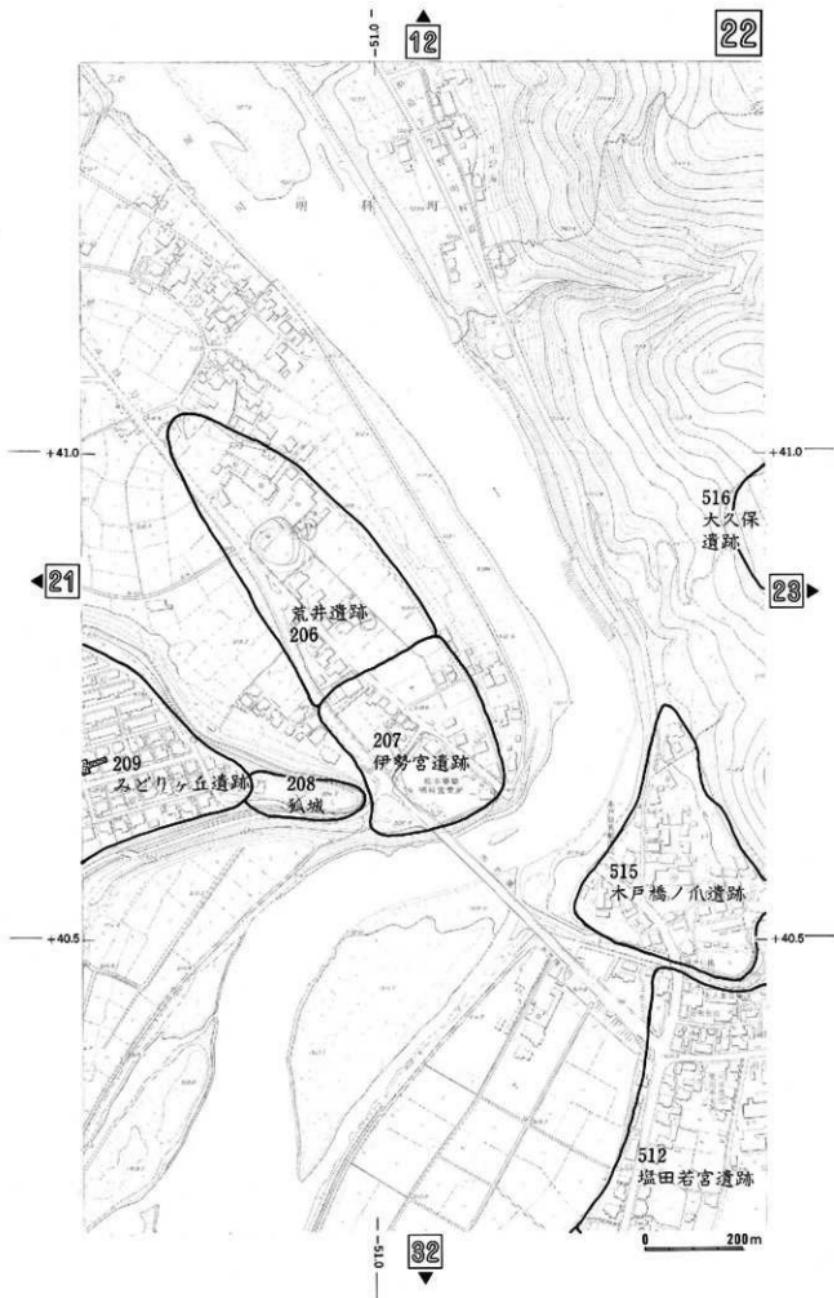


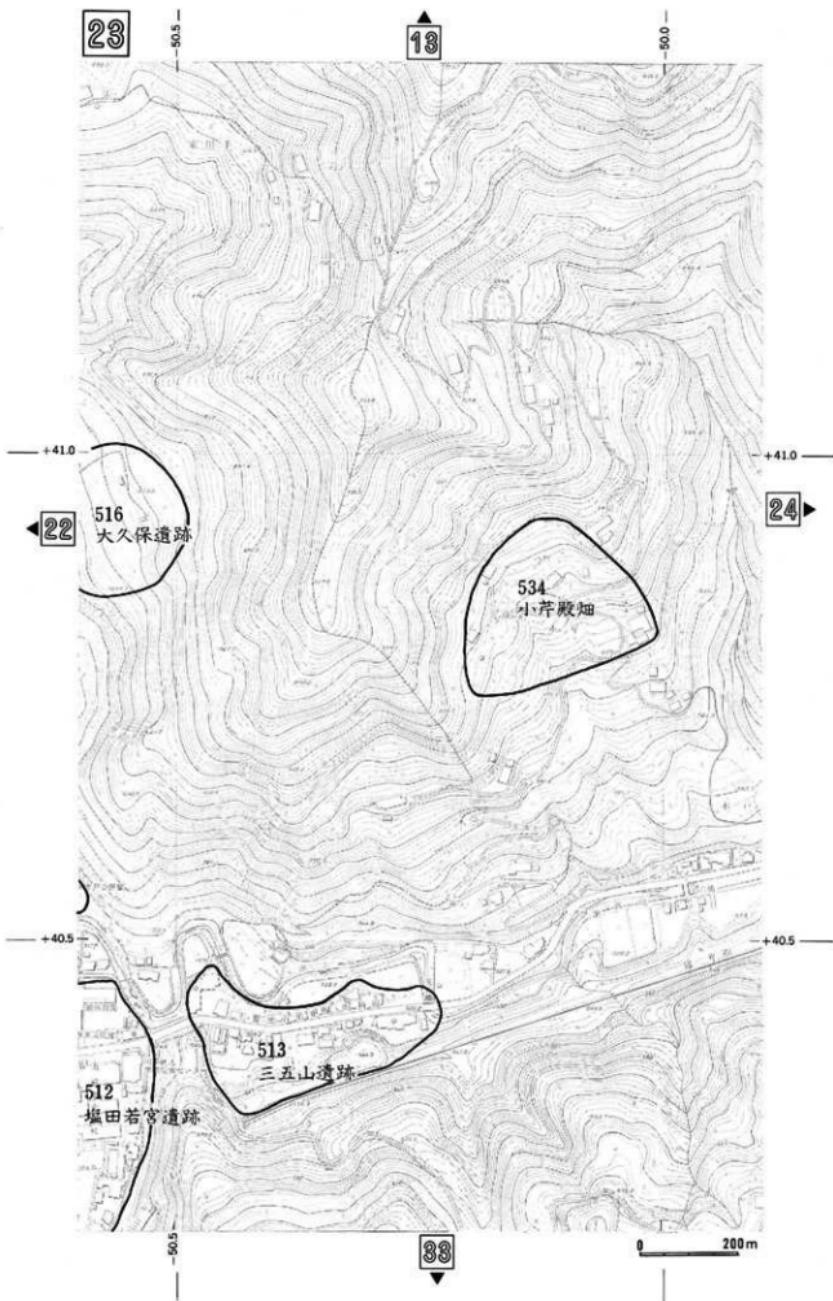
21

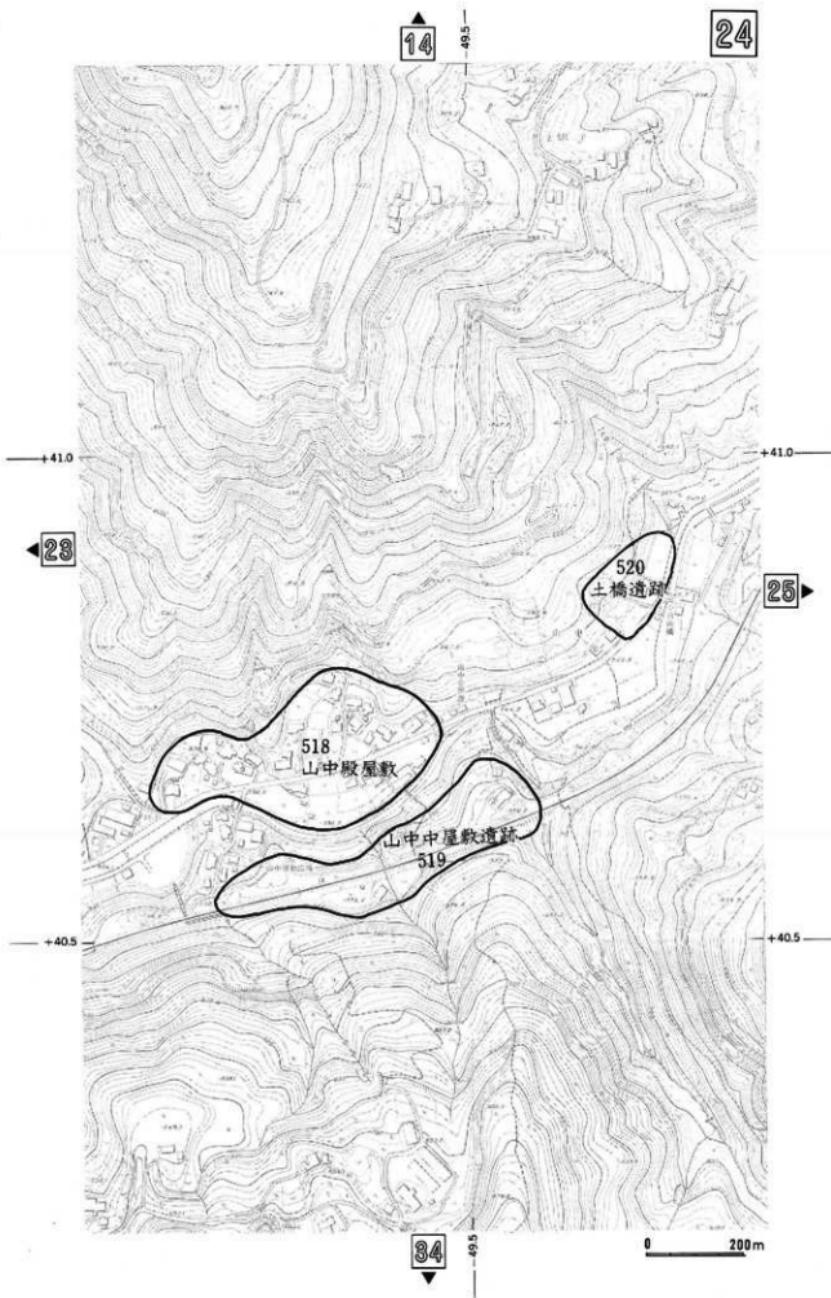
11



21







25

15

14

534
小芦殿畑

24

520
土崎遺跡

34

521

花見城

26

524

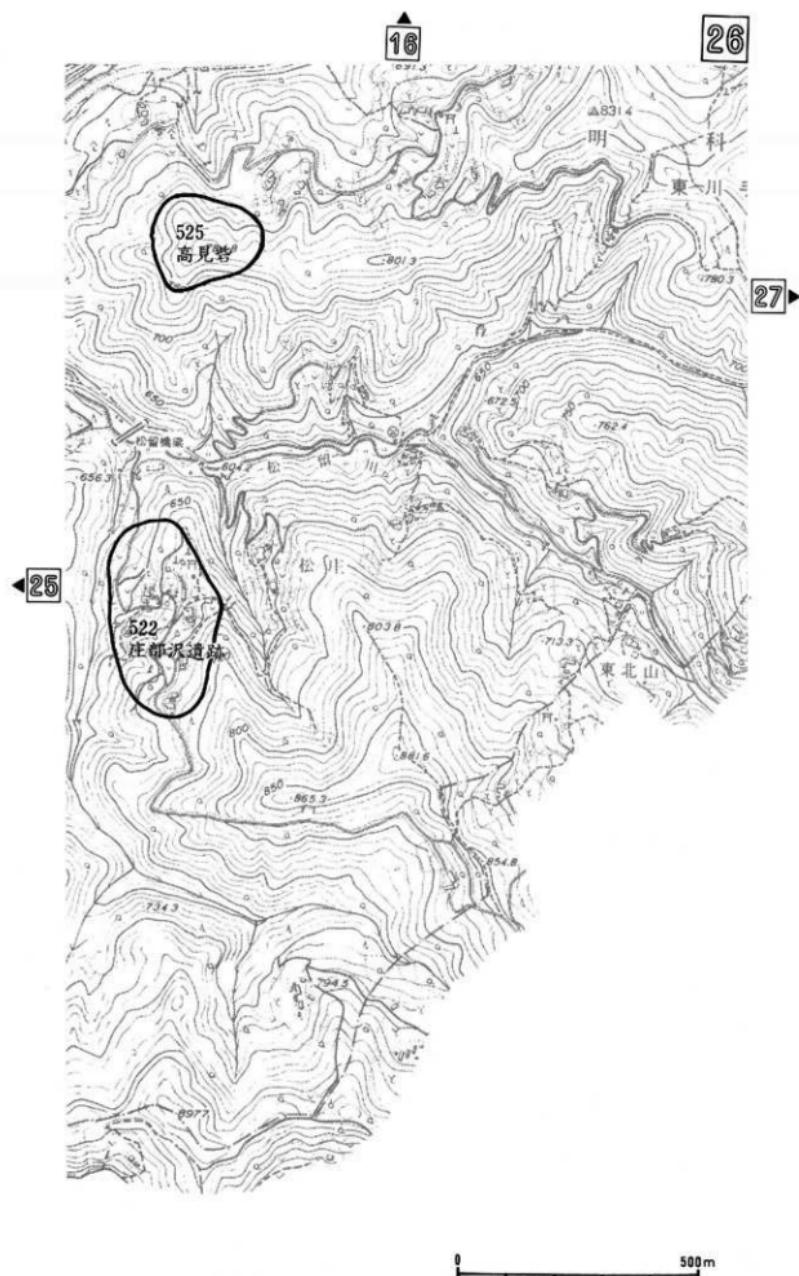
三峯城

(旭城)

35

0

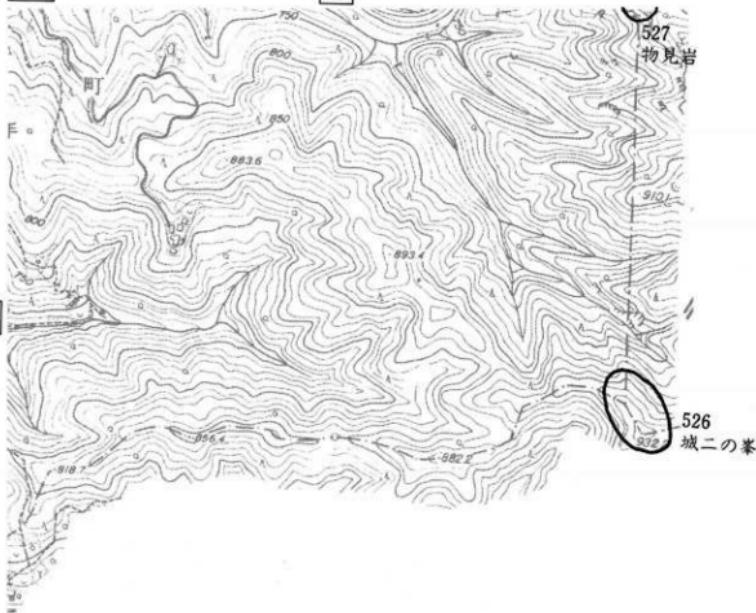
500m

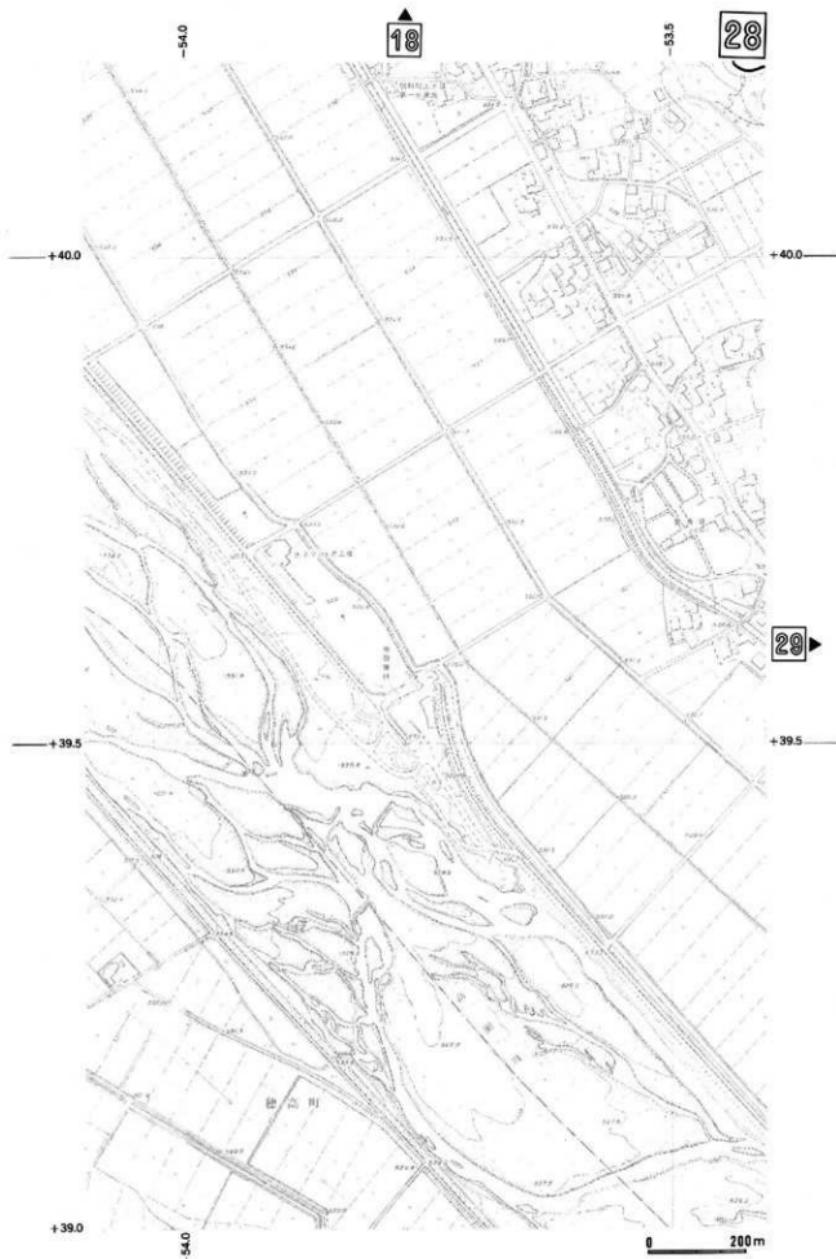


27

17

26





29

19

+40.0

+40.0

223
中木戸遺跡

28

30

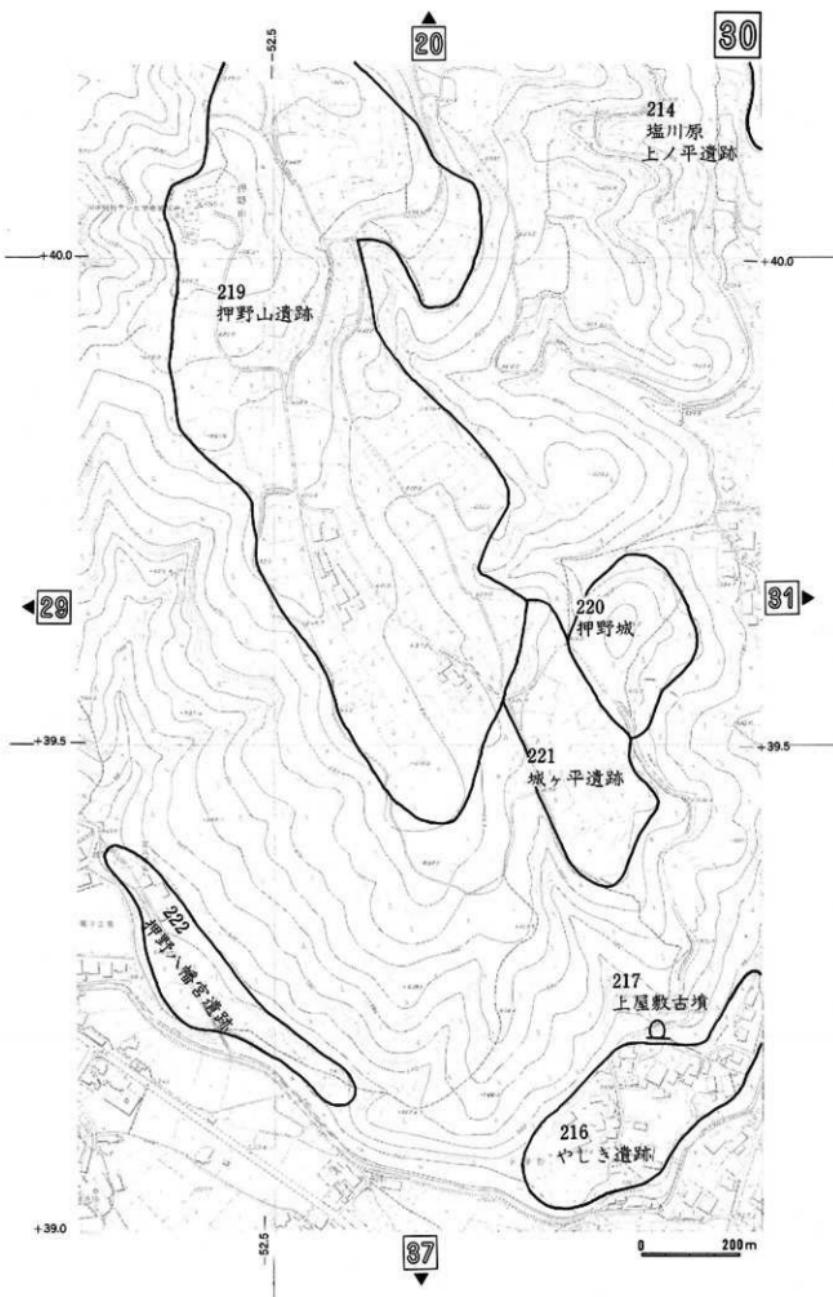
+39.5

+39.5

+39.0

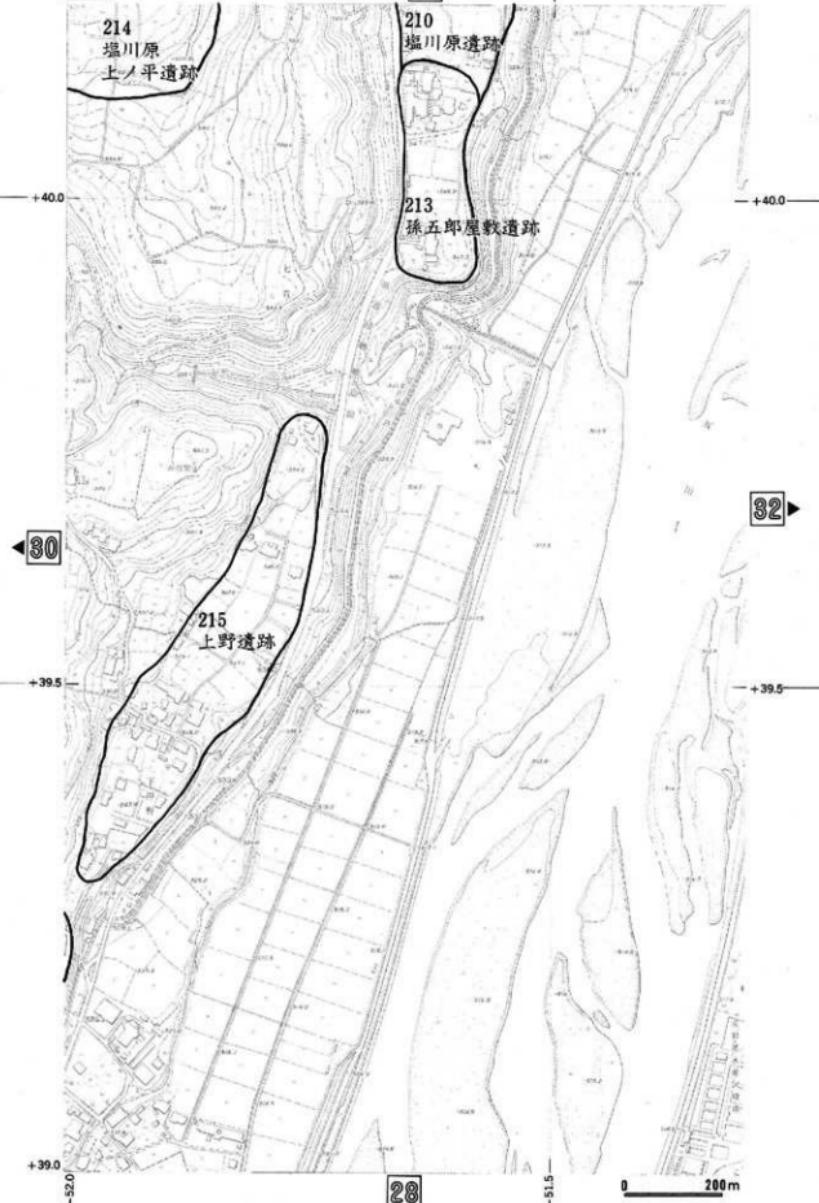
36

200 m

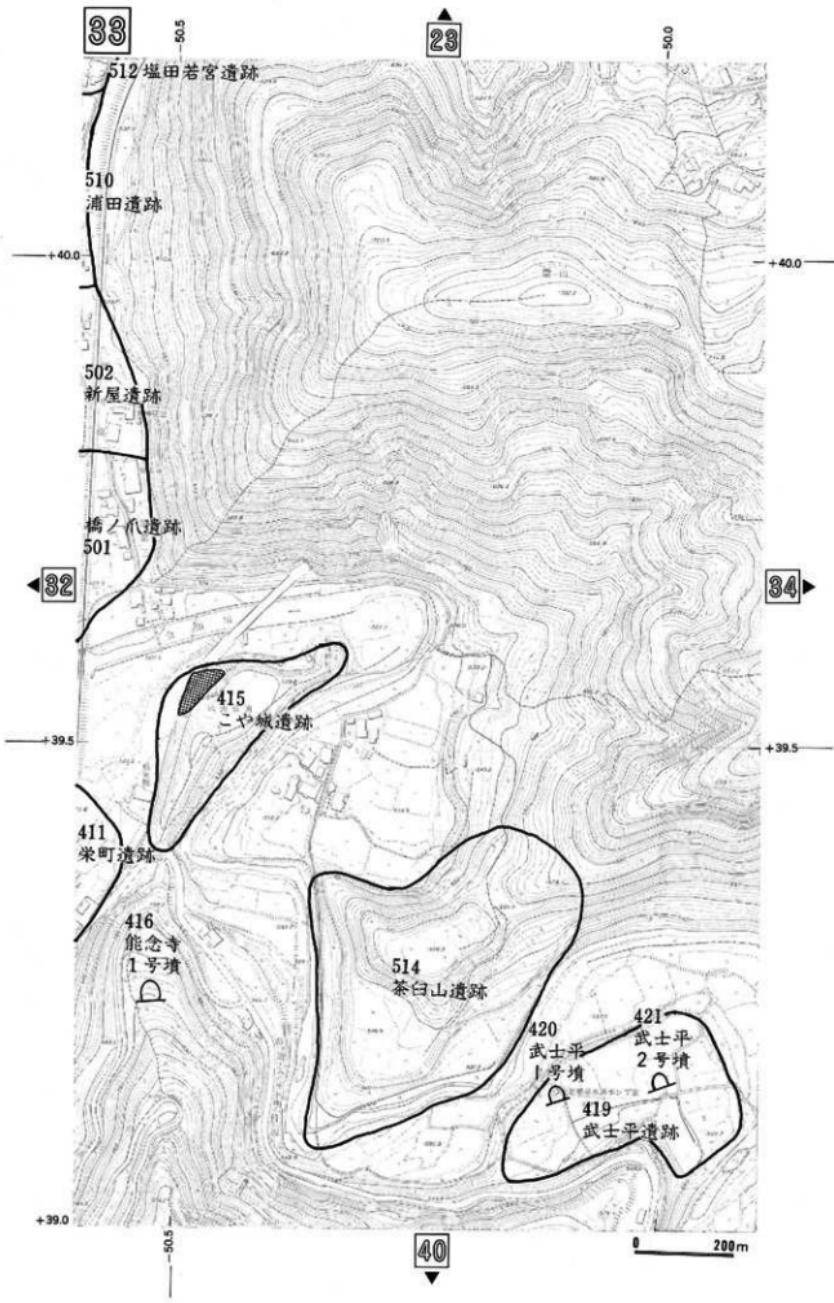


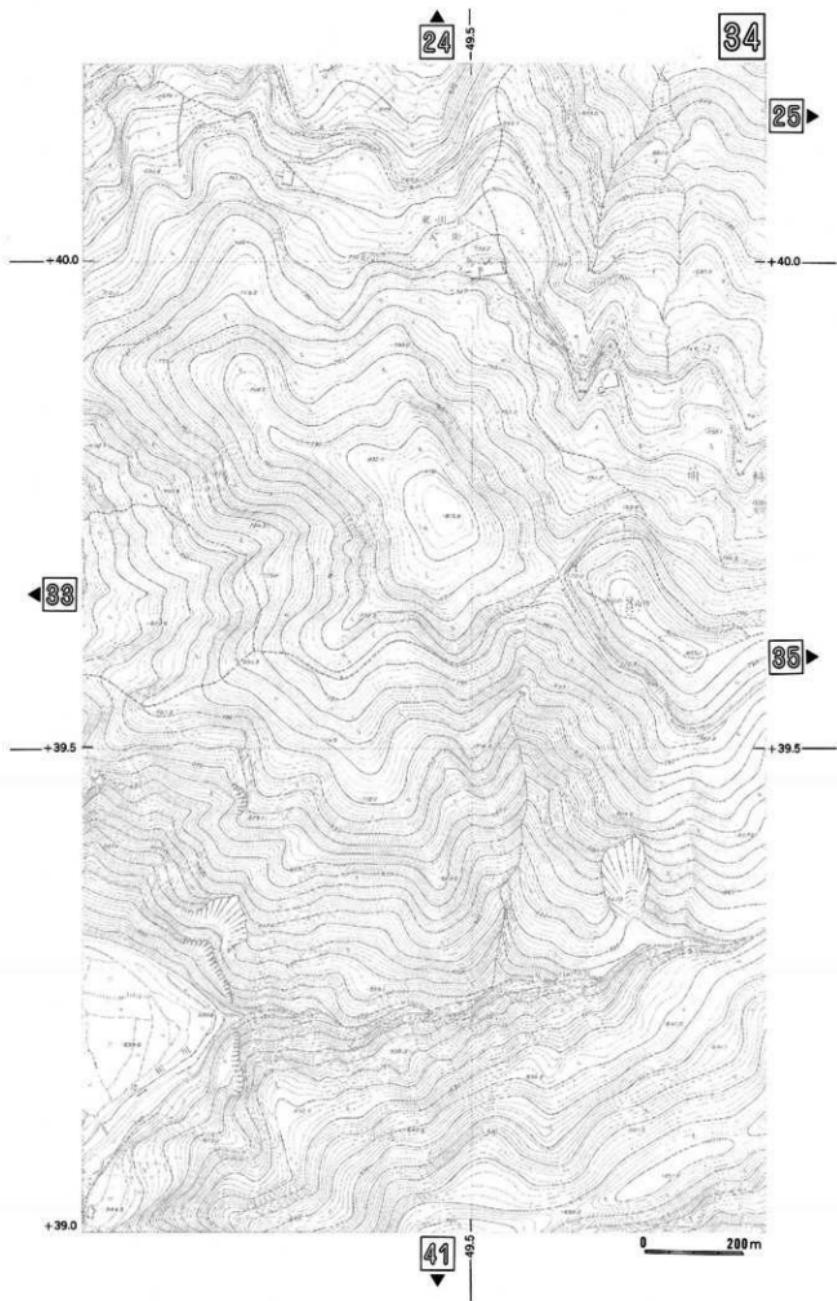
31

21









35

25

34

41

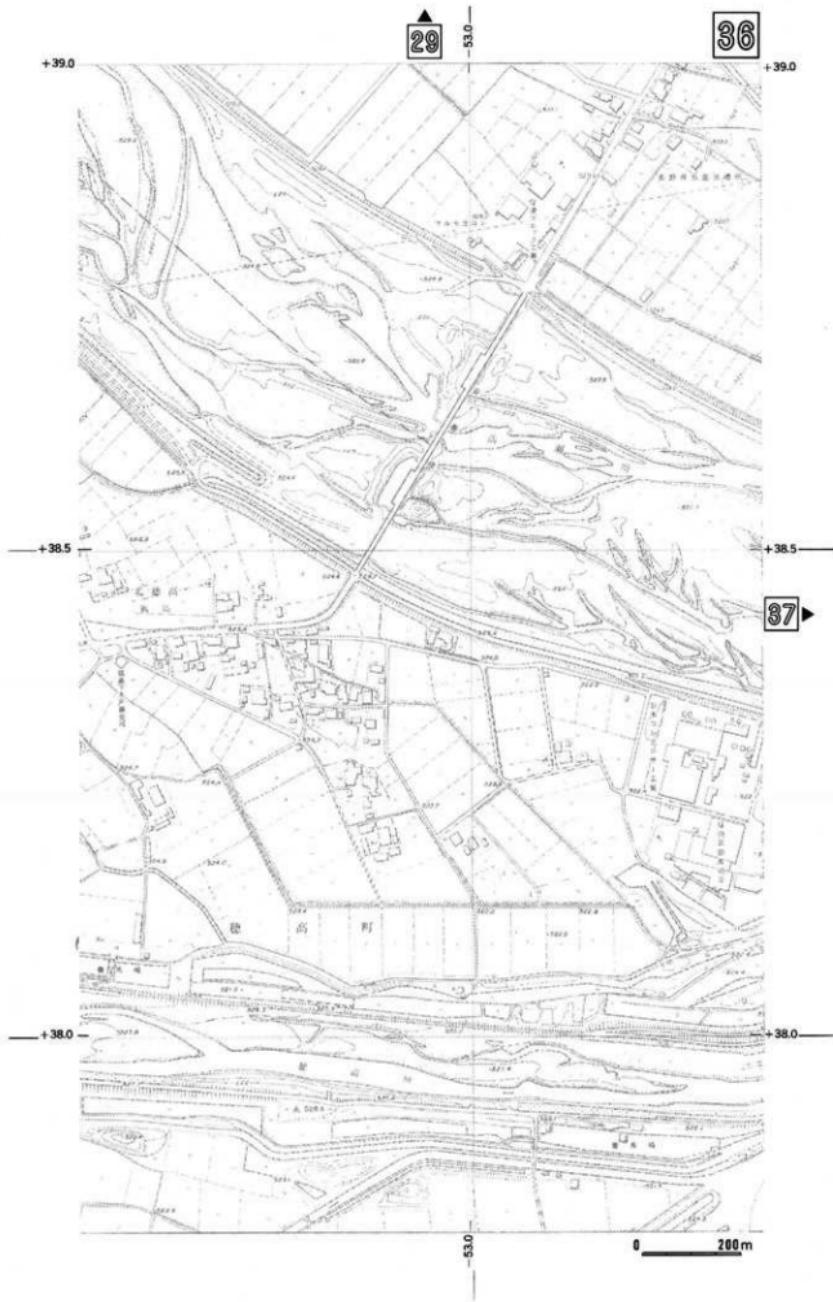
46

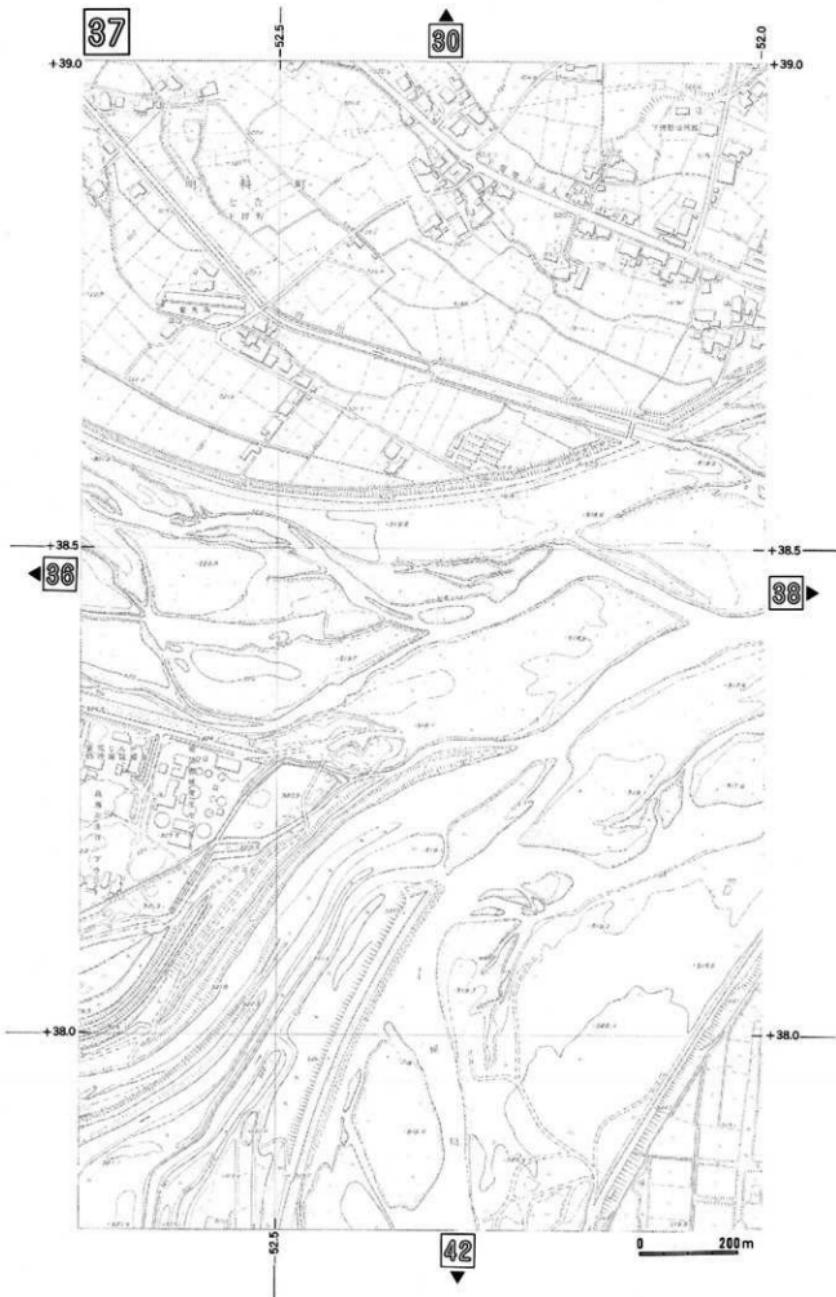
47

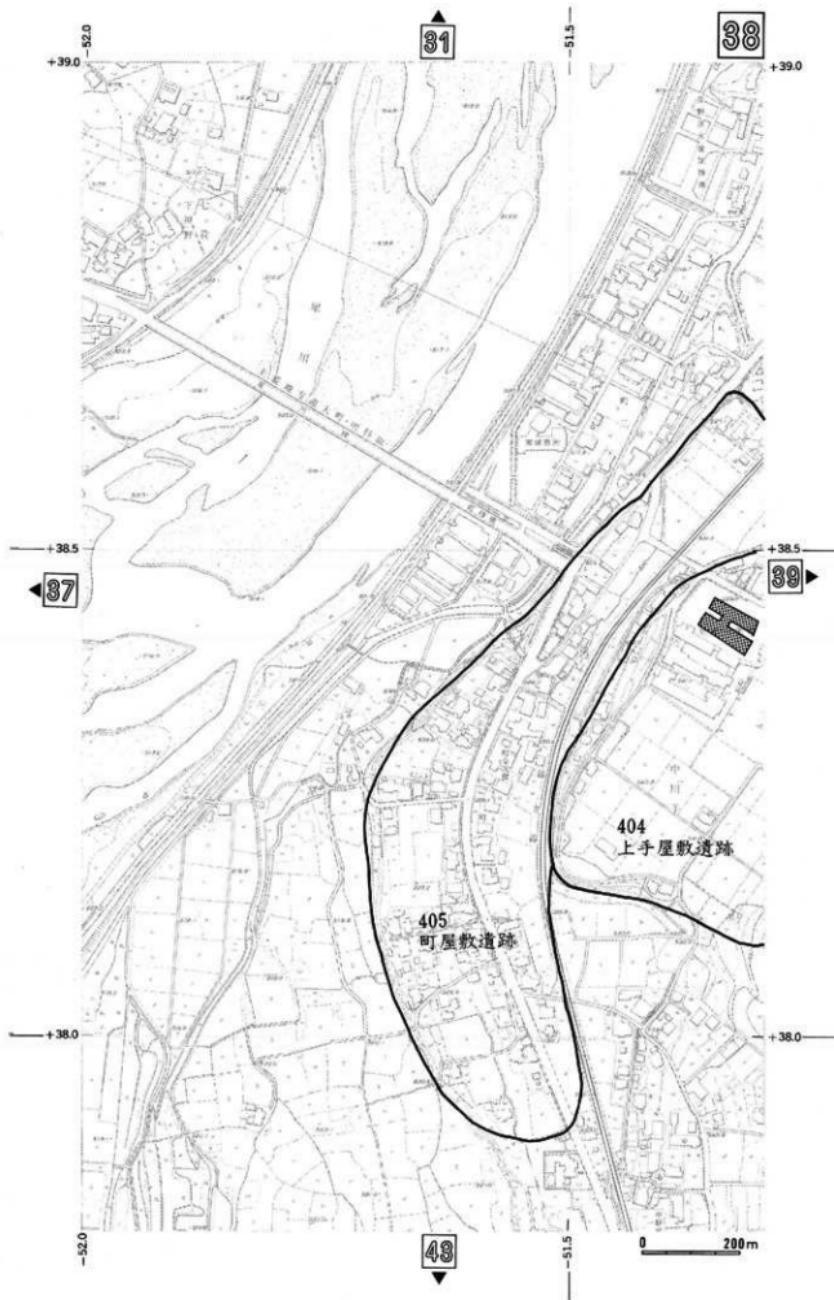


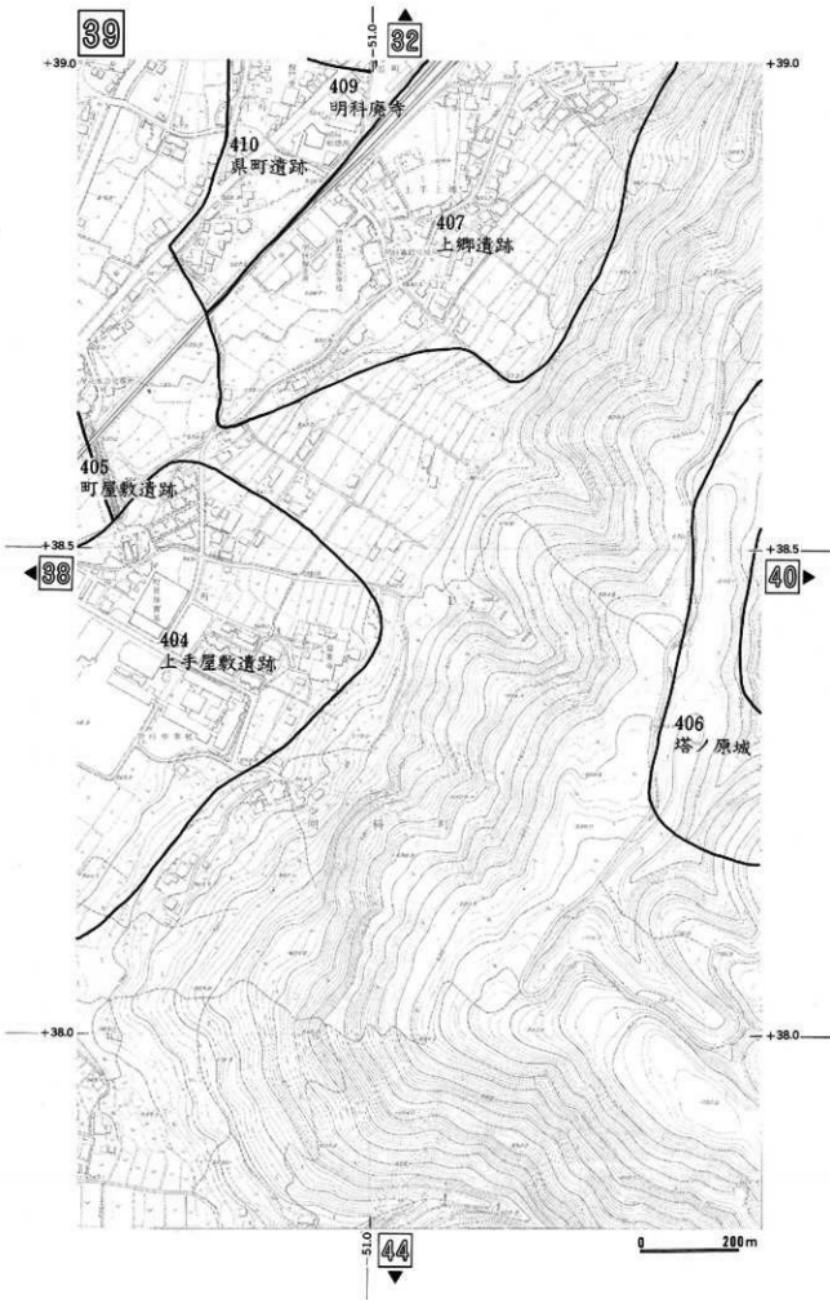
0 500m

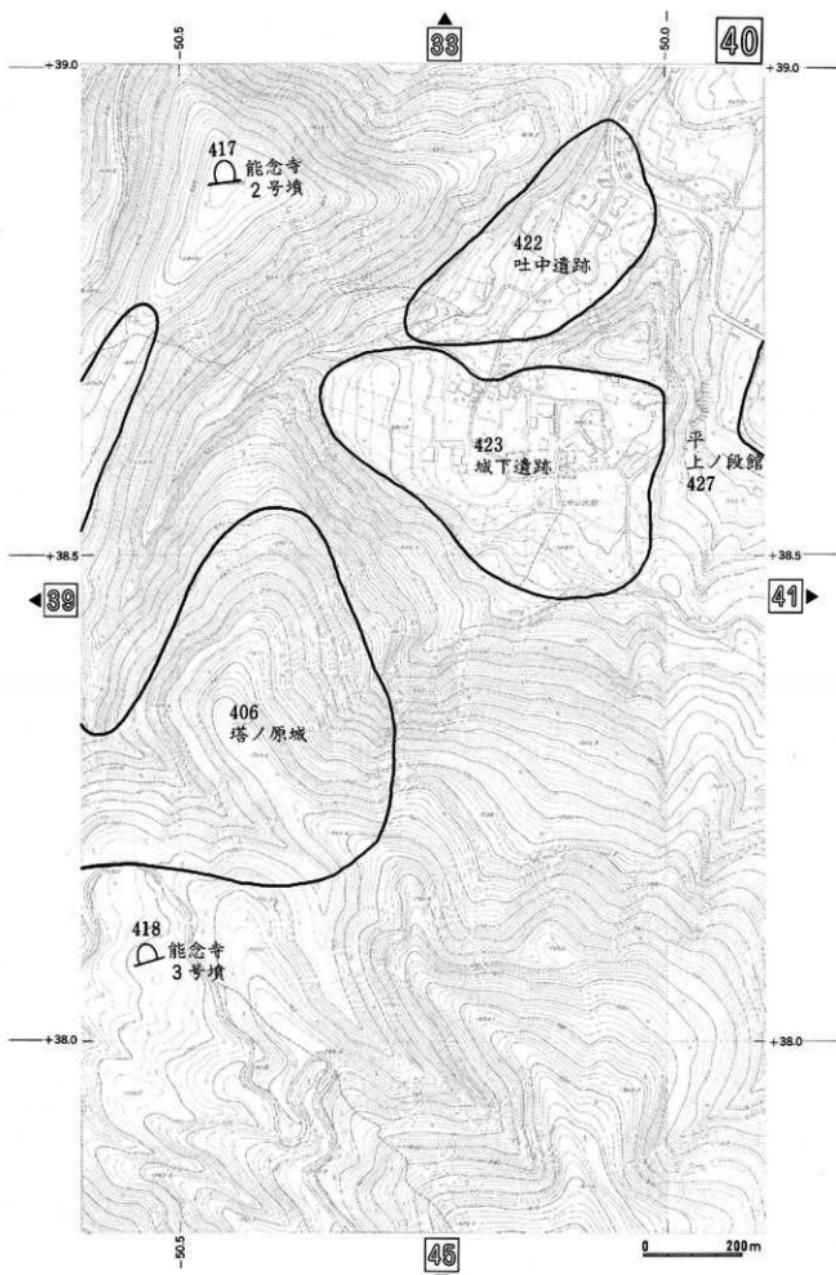
金山塚古墳

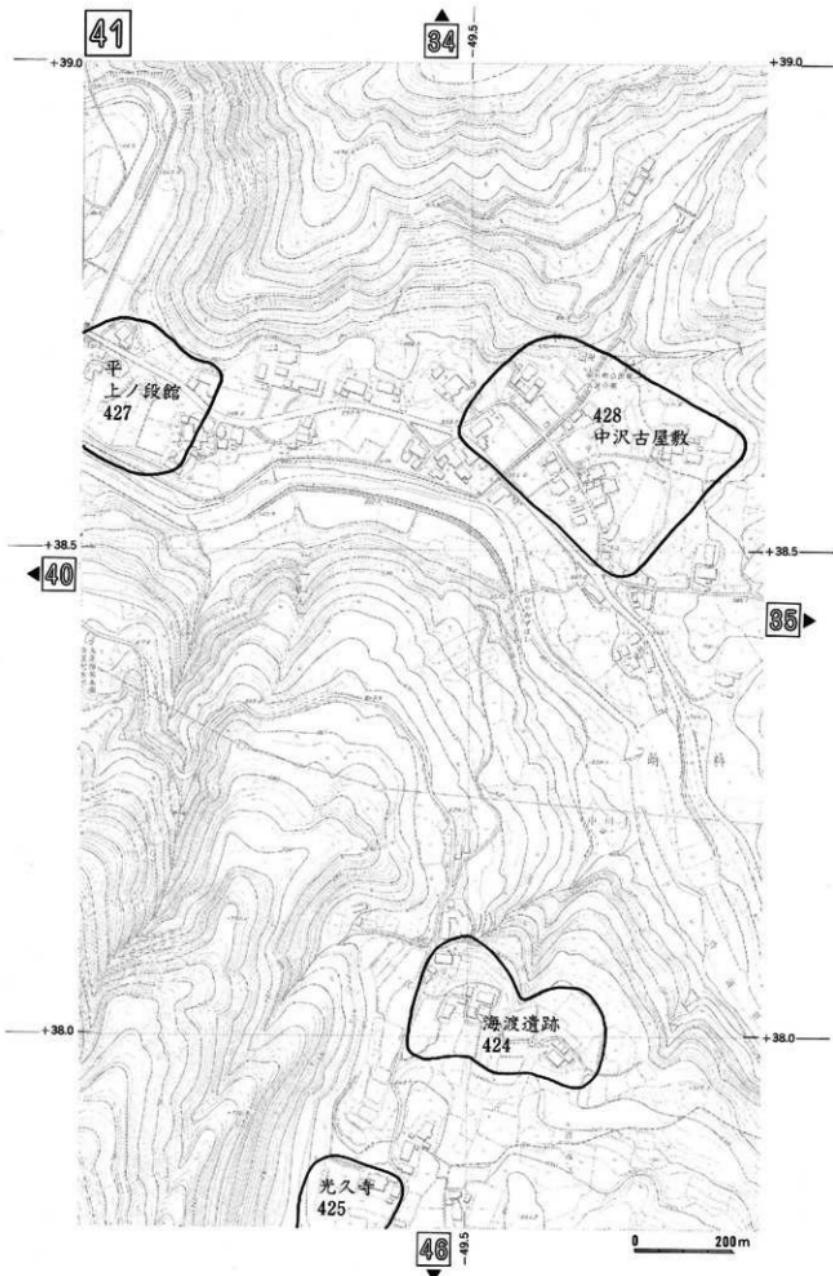


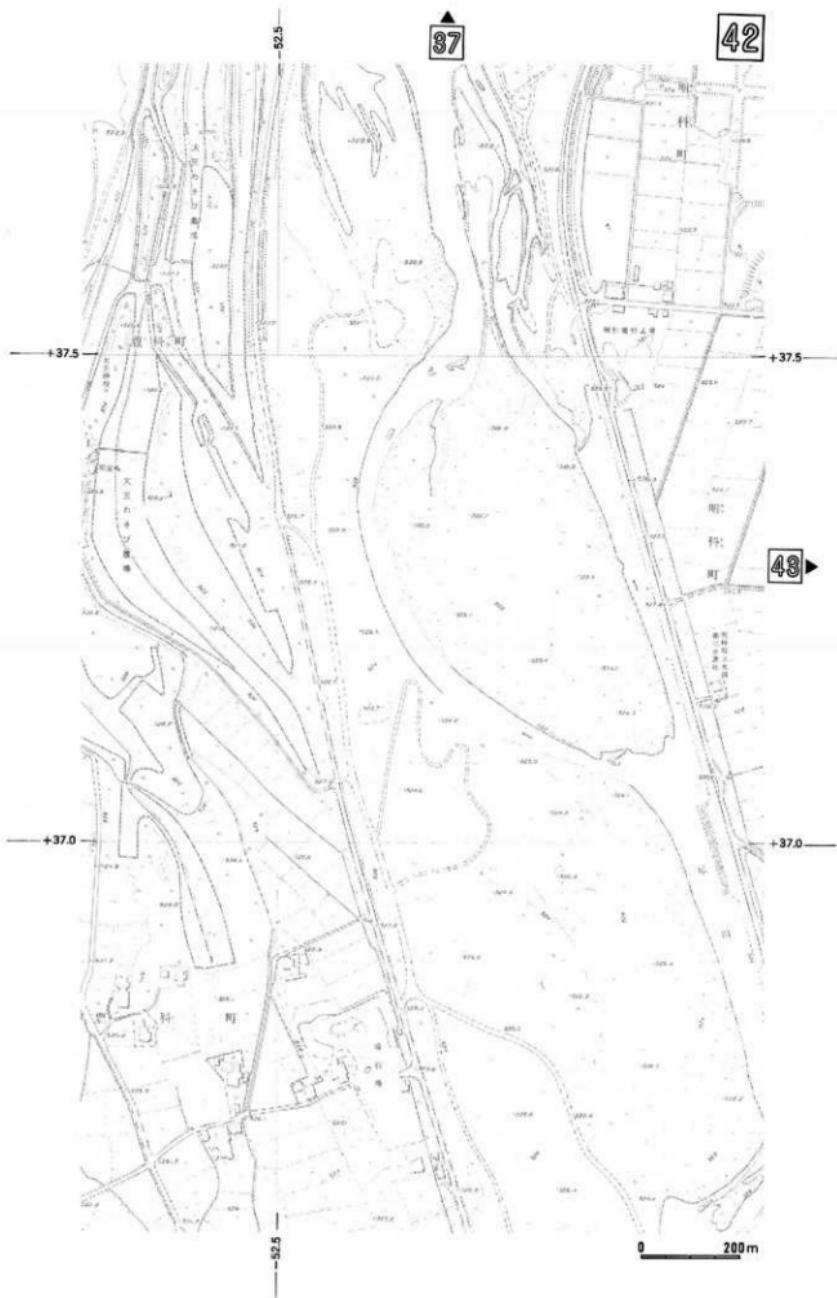












43

38

-51.5

+37.5

+37.5

42

44

402 犀宮社

給然寺
古屋敷
401

+37.0

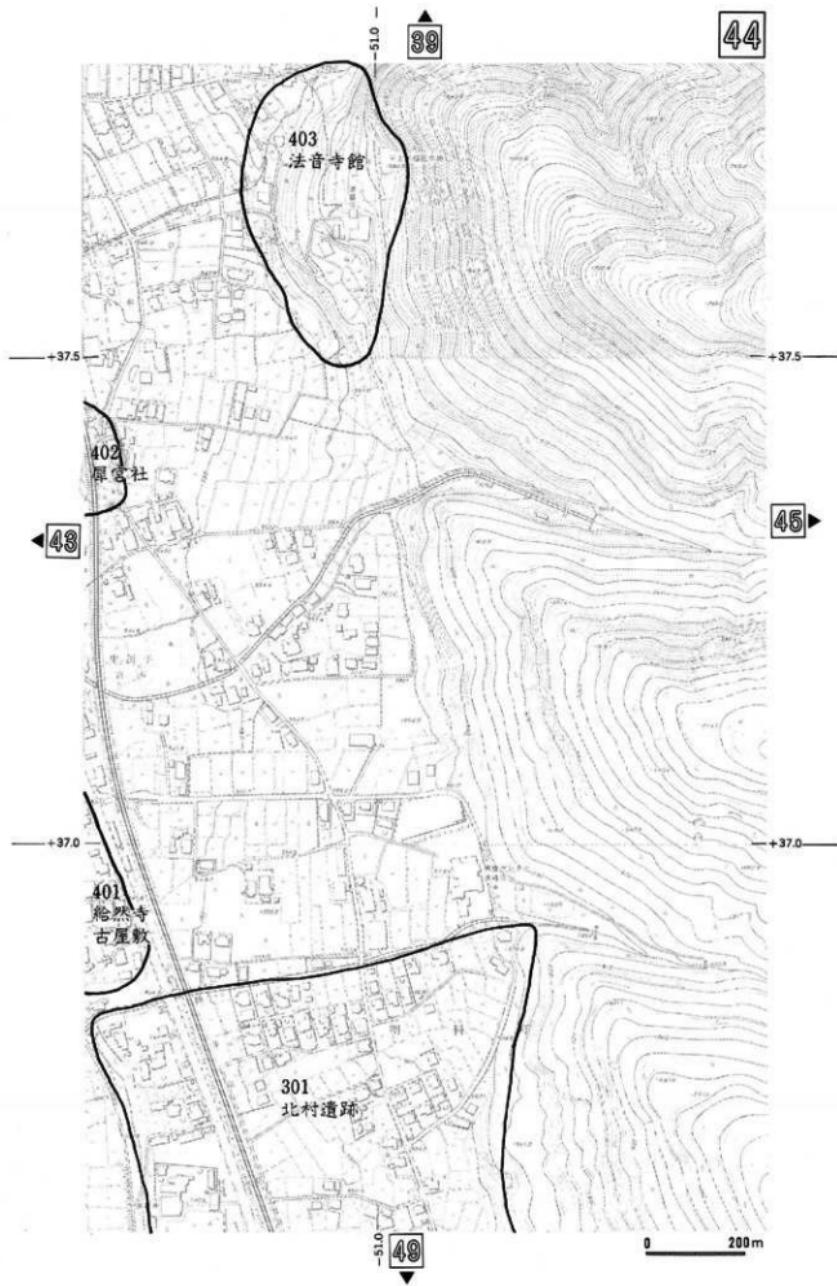
+37.0

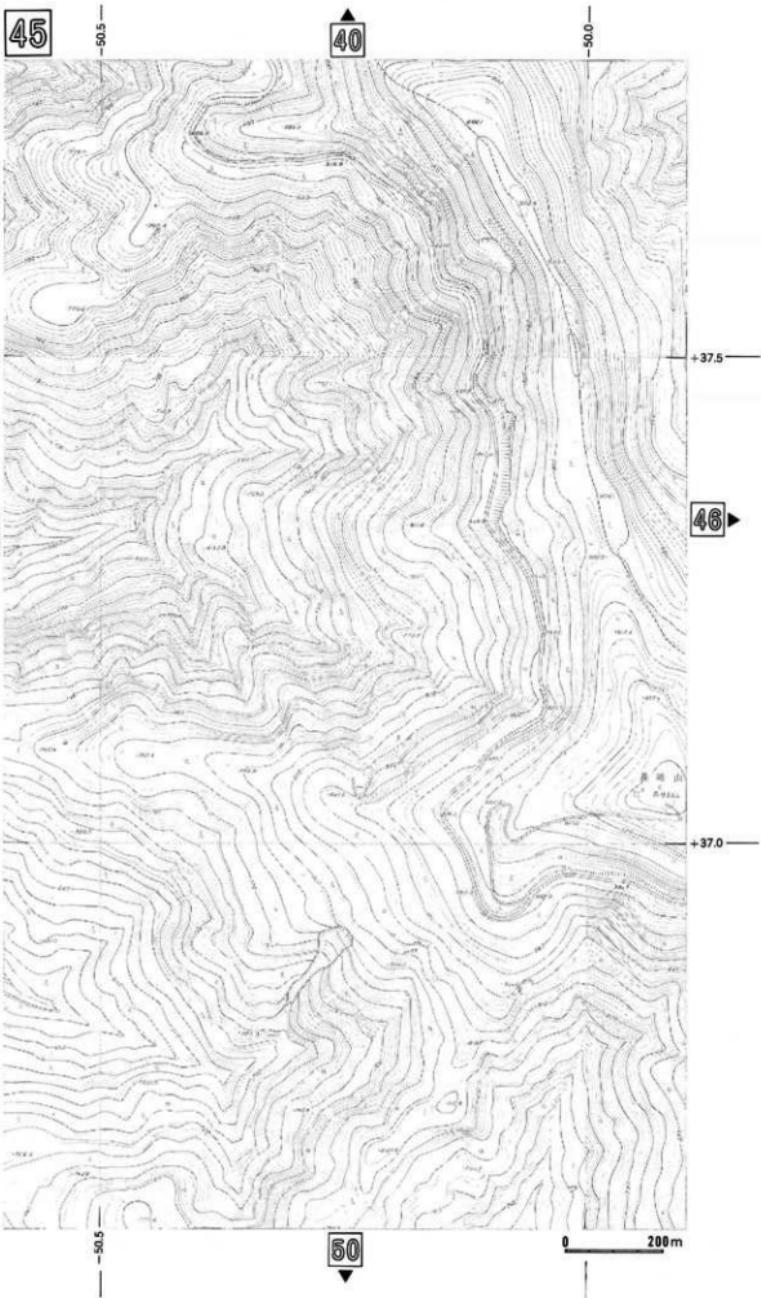
0.5

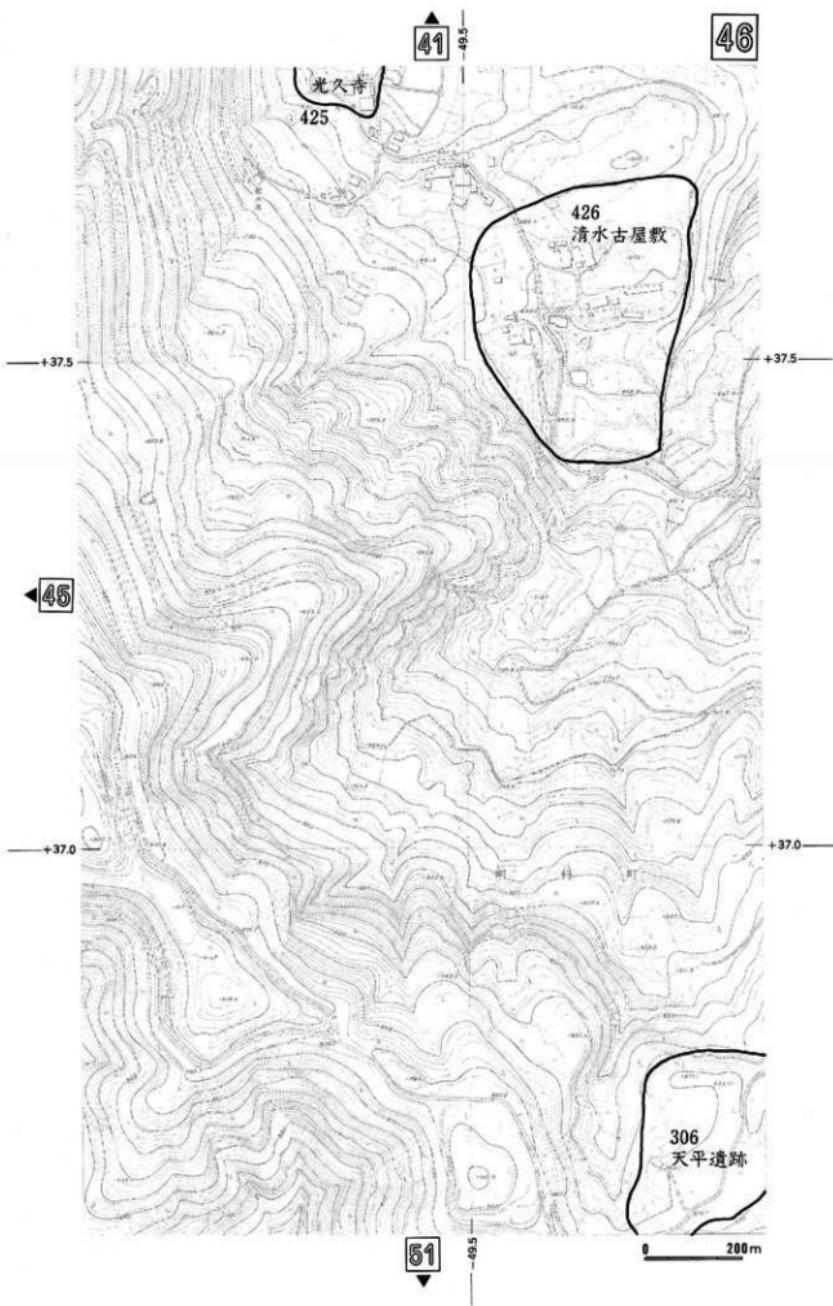
-51.5

200m

48





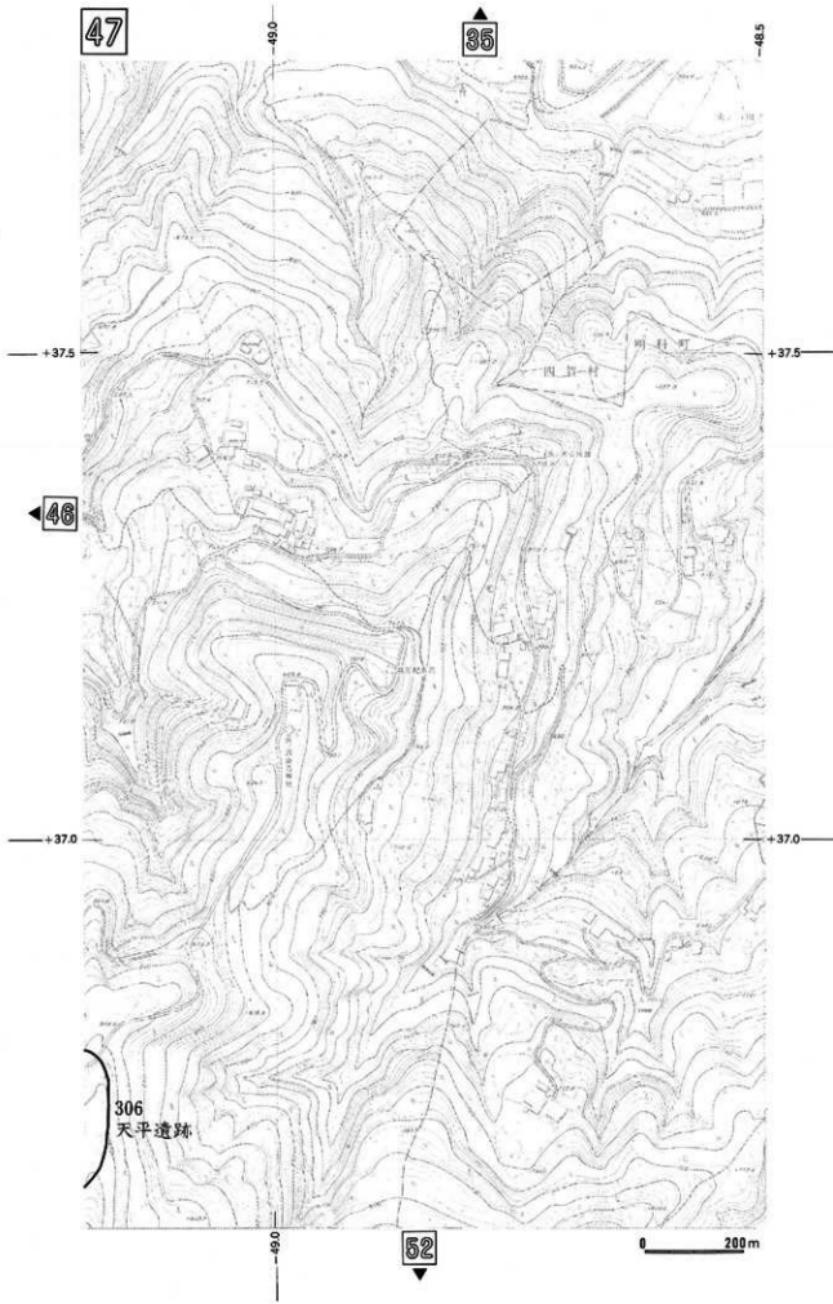


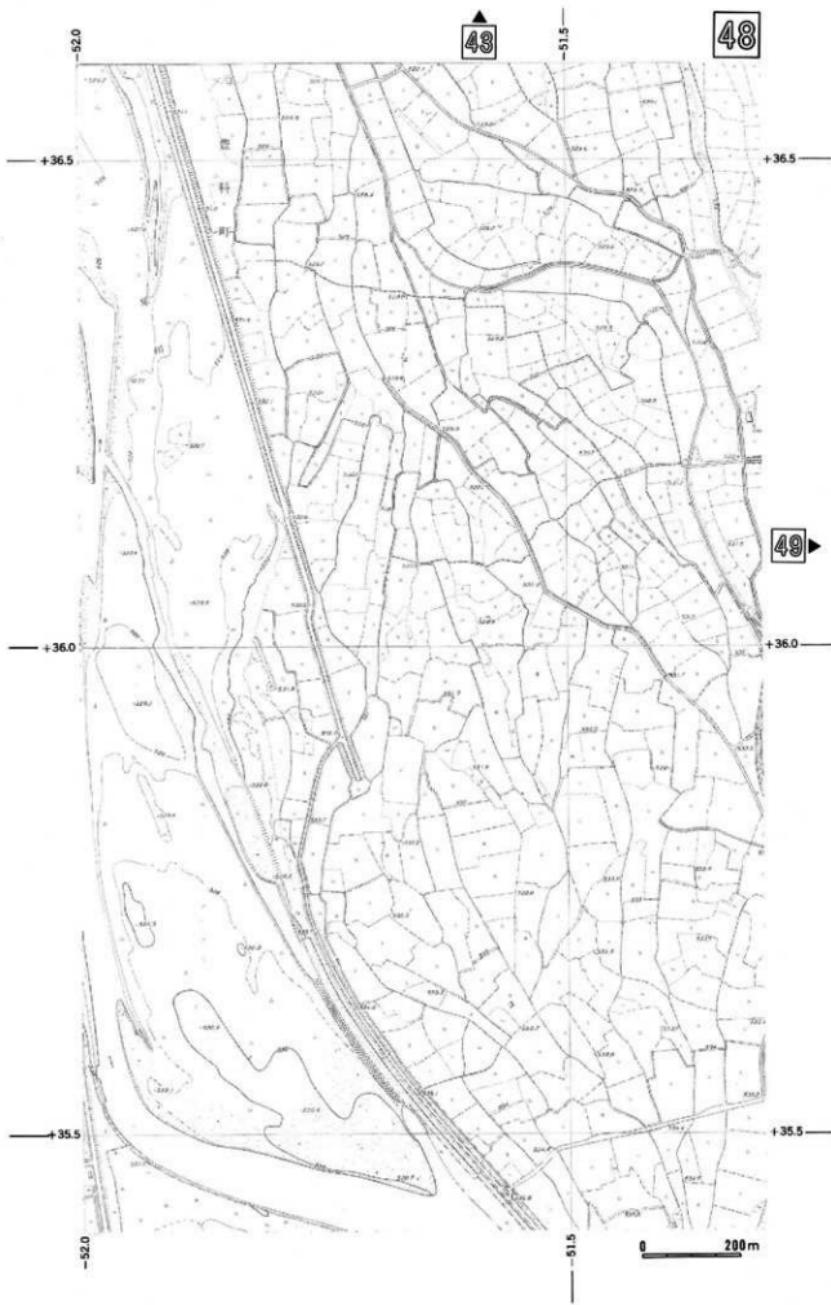
47

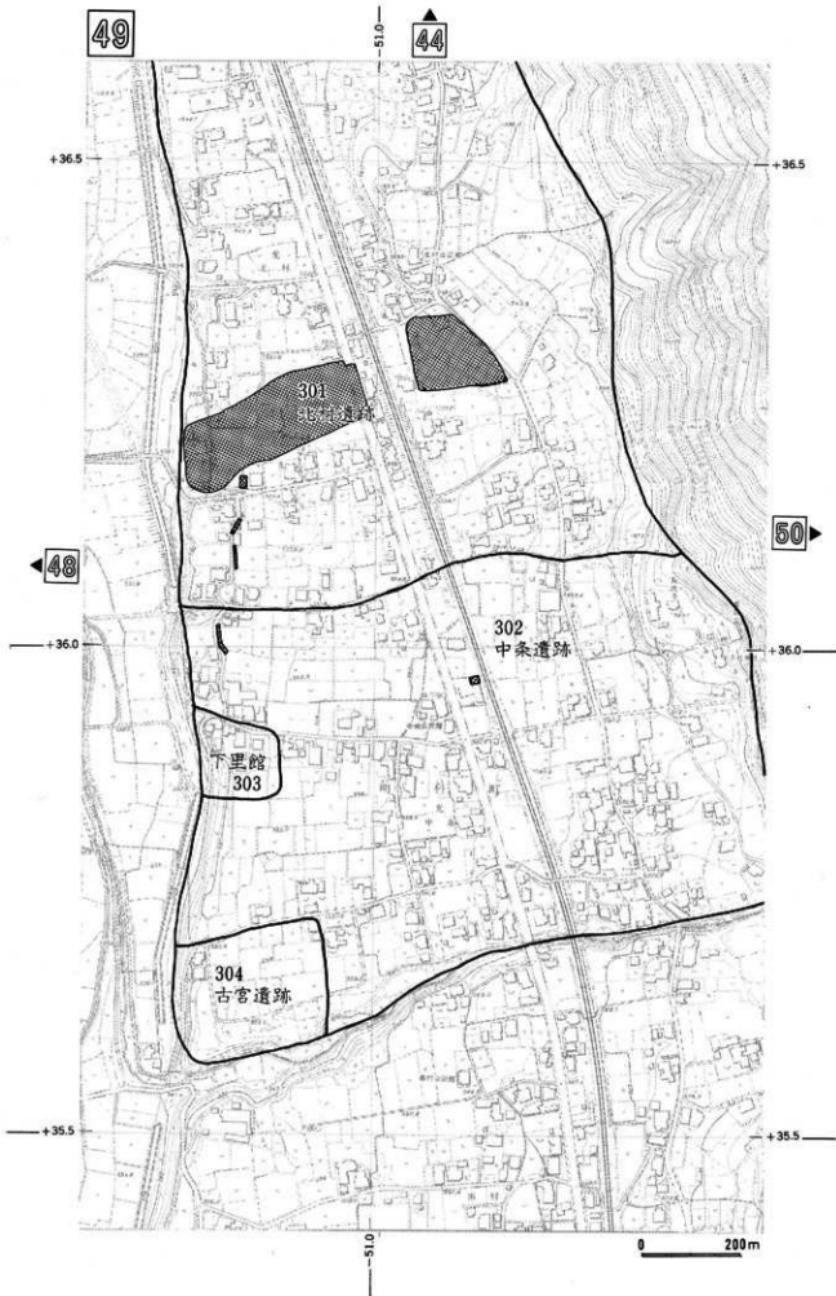
35

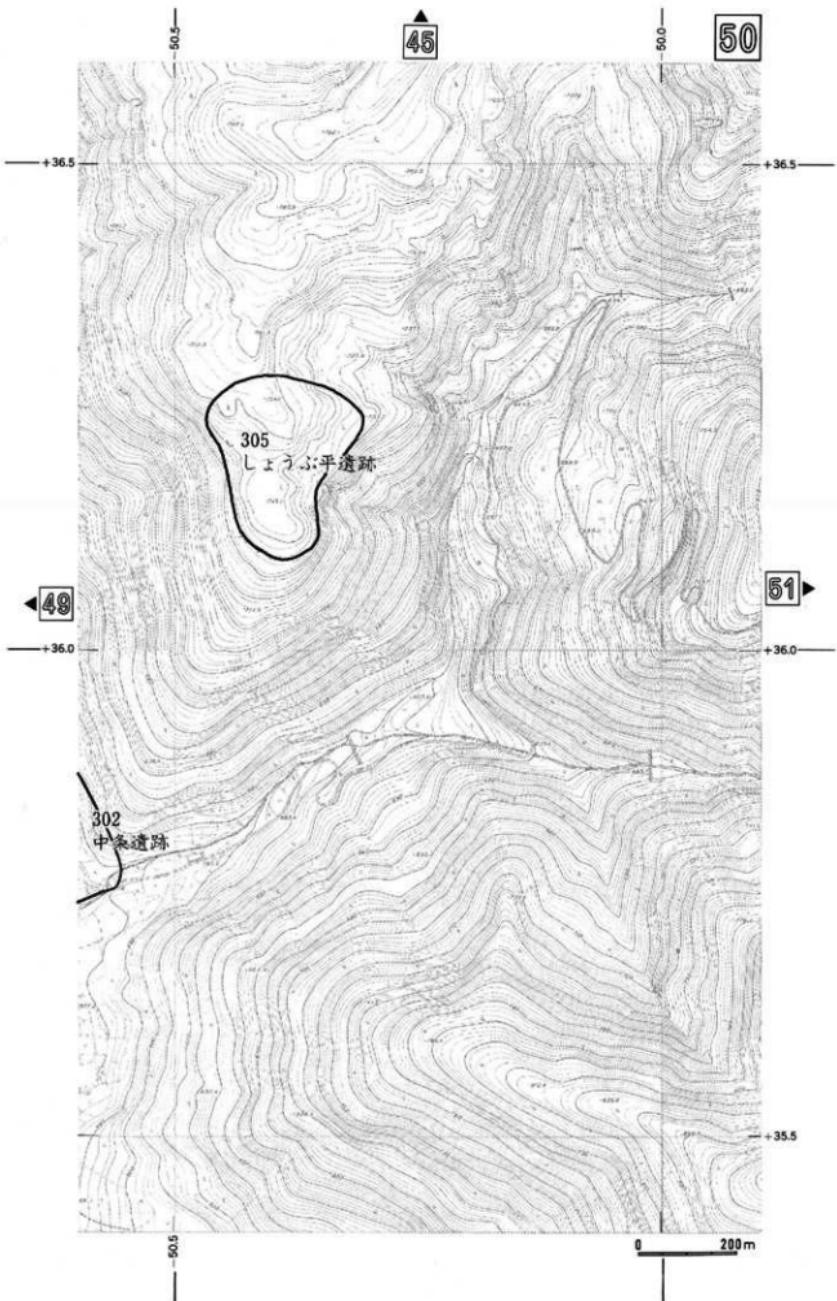
46

52









51

46

306
天平遺跡

+36.5

+36.5

50

52

+36.0

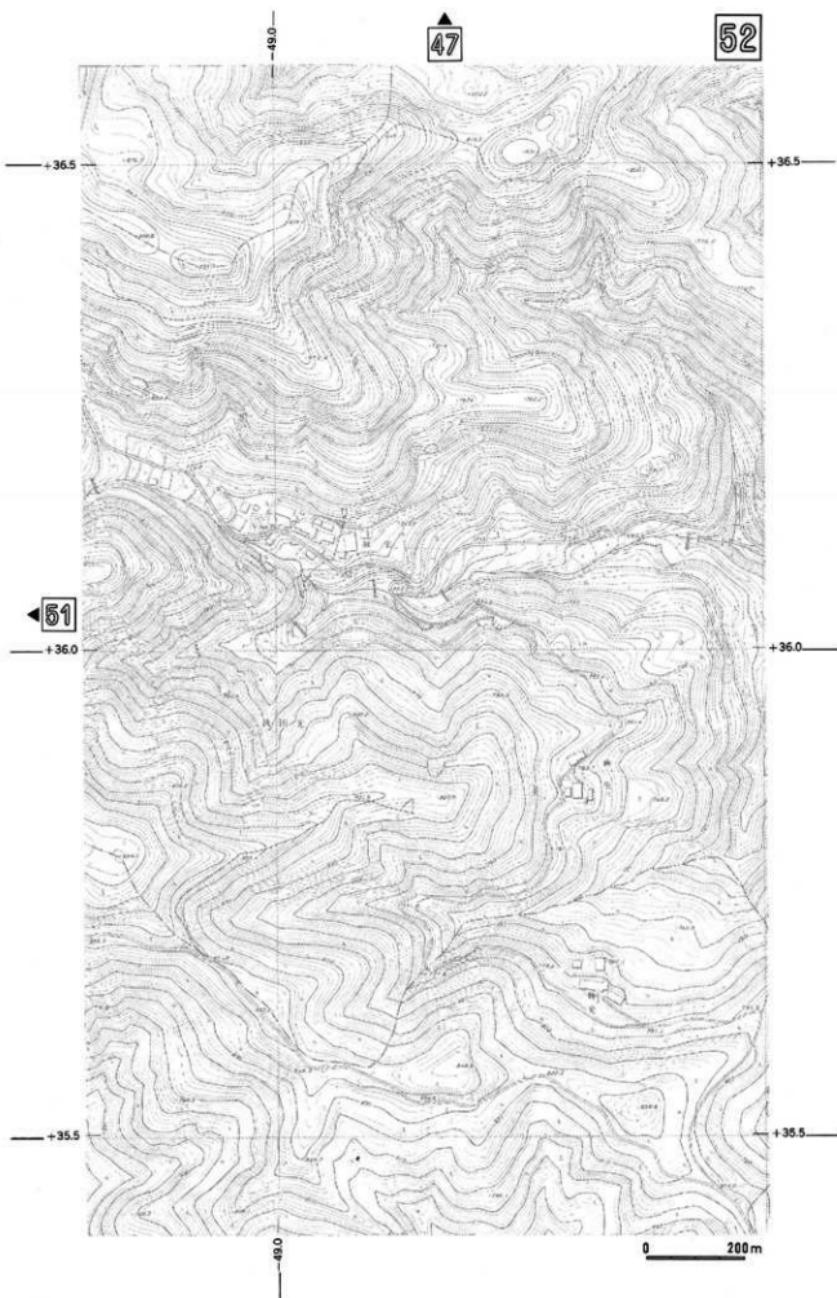
+36.0

+35.5

+35.5

5

0 200m



3、遺跡一覧表

(1) 南能郷

地図番号	遺跡番号	遺跡名	種別	所在地	立地	現況	田 畑	耕 畠	石 器	器 物	余 生	占 間	幸 甚・平安	中 古	古 時 代	編 号	
[3]	1 0 1	はうく殿跡	墓地	南能郷山東	原川段丘	田	○	○	○	○	○	○	○	○	9 2 9 6 (3 1)	昭和45年一月既成牛糞堆 文部省小学校本部教科書(昭和50年版)の著者名が出土し、 「新井の房」の房と記載されている。	
[2]	1 0 2	高寺今持	寺社	"	原川段丘	山 地									○		奥橋寺の本寺。昭仁院領で慶寺
[2]	1 0 3	尾平	聚落	"	原川段丘	烟									○		はうく殿跡跡の西の丘陵の尾平トマツ林にある。
[2]	1 0 4	竹原	聚落	"	原川段丘	烟									○	7 7 3 (3 3)	尾平の西側に1段上の段丘にある。築造の間 南北道路より北に1段上の段丘に遺物が出土している。
[2]	1 0 5	上ノ段丘	聚落	"	原川段丘	山									○		竹原跡跡の西側には築造の段丘地帯である。 竹原跡跡の西側には築造の段丘地帯である。
[2]	1 0 6	尾平	聚落	"	原川段丘	田									○	9 2 8 8 (3 0)	はうく殿跡跡の1段上の段丘でも田よりの比較 的高い位置にある。
[6]	1 0 7	柳平	聚落	"	原川段丘	烟									○		上の段造跡の間に供を抜く形で出している。小テラス状の丘 頭にあらわる。赤色で赤いのが多いが、尾水丸ヶ原の地帯は黒褐色 人工の遺跡は見られない。
[6]	1 0 8	神奈御免	城館	"	原川段丘	山 林									○	(3 1)-10	神奈御免の城跡は原川段丘地帯である。
[4]	1 0 9	大岳寺	寺社	"	金井沢	山 林									○		真原元・大穴代の初期として、平安時代末年に建立、 江戸時代初期7年(1757)崩壊。光明4年(1781)火災 災で消滅。文化7年(1810)再建。
[6]	1 1 0	中村	城館	"	中村	原川段丘	田								○		沼町初期に金井から分かれた中村氏の城となり現在は開墾である。
[11]	1 1 1	等元寺跡	寺社	"	中村	原川段丘	田								○		米田字の本寺。施仏院跡で寿命となつたが、後に中 村公綱に重建してある。
[6]	1 1 2	等元寺	城館	"	中村	原川段丘	田								○		明治の開拓時に遺物が出土している。
[11]	1 1 3	石原	城館	"	山 源	山 林									○		石原遺跡、中村経基遺跡とは一連の遺跡である。 原川の開拓時に遺物が出土している。
[6]	1 1 4	下村城山	城館	"	平 地	地 壤									○		明治の開拓時に遺物が出土している。
[11]	1 1 5	下村尾山	城館	"	原川段丘	田									○		明治の開拓時に遺物が出土している。
[11]	1 1 6	小穴山	城館	"	原川段丘	山 林								○		明治3年4月開拓次第に作られた遺跡である。 小穴山の城跡は原川段丘地帯で標高の高い所で確認されている。	
[11]	1 1 7	高瀬	聚落	"	原川段丘	山 林									○		明治3年4月開拓次第に作られた遺跡である。 高瀬の聚落は原川段丘地帯で確認されている。
[9]	1 1 8	高瀬山	聚落	"	山 源	山 林									○		明治3年4月開拓次第に作られた遺跡である。

(2) 七箇

地図 番号	遺跡番号	遺跡名	施設名	所在地	立地	現況	旧石器	縄文	弥生	小野	奈良	平安	中後	古墳	古墳	備考
[1]	2 0 1	深川古墳	城跡	七尺 城原	平地	田								○		深川城中の城跡
[2]	2 0 2	深川城	城跡	n n	山 岸	林								○	(31-14)	「牛氏の出城であろう。北西には他の門城と呼ばれる土塁所がある。」
[3]	2 0 3	官舎	敷地	n n	山 岸	林			○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		○		「牛氏の出城であろう。北西には他の門城と呼ばれる土塁所がある。」
[4]	2 0 4	官舎古跡	地盤	n n	山 岸	林							○	○	○	「牛氏の出城であろう。北西には他の門城と呼ばれる土塁所がある。」
[5]	2 0 5	官ノ解	敷地	n n	深川校丘	宅地			○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		○	○	「牛氏の出城であろう。北西には他の門城と呼ばれる土塁所がある。」
[6]	2 0 6	完山	敷	n n	深川校丘	宅							○			「牛氏の出城であろう。北西には他の門城と呼ばれる土塁所がある。」
[7]	2 0 7	御番台	敷	n n	深川校丘	田			○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		○	○	「牛氏の出城であろう。北西には他の門城と呼ばれる土塁所がある。」
[8]	2 0 8	私宅	地盤	"	深川校丘	田								○	(31-17)	「牛氏の出城であろう。北西には他の門城と呼ばれる土塁所がある。」
[9]	2 0 9	みどりヶ丘	敷地	"	深川校丘	宅地			○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		○	○	「牛氏の出城であろう。北西には他の門城と呼ばれる土塁所がある。」
[10]	2 1 0	道筋原	敷	n 深川校丘	宅地				○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		○	○	みどりヶ丘から南につながる道路。
[11]	2 1 1	深川町内湖	地盤	n 深川校丘	深川校丘	宅地								○	○	「牛氏の出城であろう。北西には他の門城と呼ばれる土塁所がある。」
[12]	2 1 2	深川町内湖	地盤	n n	山 岸	林								○	○	「牛氏の出城であろう。北西には他の門城と呼ばれる土塁所がある。」
[13]	2 1 3	深川町内湖	敷	n n	深川校丘	宅								○	○	「牛氏の出城であろう。北西には他の門城と呼ばれる土塁所がある。」
[14]	2 1 4	深川原上ノ原	地盤	n n	山 岸	林								○	○	「牛氏の出城であろう。北西には他の門城と呼ばれる土塁所がある。」
[15]	2 1 5	上野	敷	n n	深川校丘	宅地								○	○	「牛氏の出城であろう。北西には他の門城と呼ばれる土塁所がある。」
[16]	2 1 6	やしき	敷	n n	深川校丘	宅地								○	○	「牛氏の出城であろう。北西には他の門城と呼ばれる土塁所がある。」
[17]	2 1 7	上野新古墳	古墳	n n	深川校丘	宅								○	○	「牛氏の出城であろう。北西には他の門城と呼ばれる土塁所がある。」

(3) 光

(4) 中川手

地図番号	遺跡番号	遺跡名	種別	所在場所	立地	現況	田 畑	城	文	堺 生	古墳	奈良	平安	中世	上 古	山 墓	碑 号	備 考
[54]	4-0-1	「古」字の 古墳	古墳	中川手 岸川段丘	河内地													寺門の工事等で古い人骨が出土している。 古墳の地名がある。
[55]	4-0-2	施設社	敷地	"	"	岸川段丘	河内地											昭和20年頃社は廃止より「向日施設社」などがある土
[56]	4-0-3	古谷寺塚	古墳	"	中野地	山 地	河内地											古墳付近は奈良氏の川手選出に 古谷寺の墓地と、平安貴族の墓地等がある。
[57]	4-0-4	上手塚	施設	"	施設地	岸川段丘	田 地	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	4-5-5-5 平成元年明治大正時代より奈良御室、櫛文御室、 (31-30) 沢原氏の店舗跡	
[58]	4-0-5	前山塚	施設	"	鹿川段丘	宅 地												福原氏の家系の士のいた墓地
[59]	4-0-6	寺ノ塚 ¹²	地盤	"	山 地	山 地												9-5-1 寺原氏の墓地の跡。遅れて西郷が大もく保有地とし (31-26) 上。西の北側、新宿が3基ある。
[60]	4-0-7	所持洋野 ¹³ 上馬	敷地	"	上手上馬	田 地												9-2-7-4 鎌倉山腹にあるため山からの堆積物に厚くおさかれて (31-25) いる。
[61]	4-0-8	下馬土塙	古墳	"	山 地	山 地											○ 4-5-8 木正5~6年御室御、時に小畠の御室がある。 (3-7) 鶴八式石室を行き先地、寺ノ、寺などが出土。	
[62]	4-0-9	前井塚 ¹⁴	古墳	"	織町	岸川段丘	宅 地											7-4-6-7 開拓地平地開拓地、櫛文御室、寺ノ、寺、新 野井山地等の古墳がある。
[63]	4-1-0	「古」字の 古墳	施設	"	鹿川段丘	宅 地												野井山地等に連なる遺跡、大きな墓地が下郷される。 寺門御室等の古墳がある。
[64]	4-1-1	「古」字の 古墳	施設	"	安町	鹿川段丘	"											4-5-3-1 開拓地平地開拓地、「古墳跡」に行き先地 (1-1) 墓地等の古墳がある。
[65]	4-1-2	鏡門園	古墳	"	水町	岸川段丘	"											野井山地等は特に古里(いづな)の古墳遺跡が出土。
[66]	4-1-3	所持 ¹⁵ 古墳	地盤	"	岸川段丘	田 地												寺門の伝承があるり、久能歩夢(開拓)の 古墳であろう。
[67]	4-1-4	米町	施設	"	鹿川段丘	宅 地												野井山地等が開拓地、寺門御室等に連なる遺跡、 (31-26) 橋文忠周辺石臼等、田舎に伴う古墳などがある。
[68]	4-1-5	二今塚	地盤	"	米町	岸川段丘	野	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	4-5-1-1 開拓地等に古里(いづな)の古墳遺跡が出土。 (31-26) 岩ノ茶城の古墳	

地図 番号	通称番号	道路名	標高	所 在 地	立 地	地 球 泥	田 石 器	文	發 生	古 槌 貨	平 安	中 世	古 槌 貨	中 世	古 槌 貨
[3]	4 1 6	篠之手	1 号地	古坂	"	"	(II)	鐵	田				O	9 2 8	新潟市中央区新潟市中央区にあり2本出土。
[4]	4 1 7	"	2 号地	古坂	"	n	山	田	林				O	1 1 分から先頭を立つ山頂にある。	
[5]	4 1 8	"	3 号地	古坂	"	n	駿輔地	山	林				O	新潟市中央区新潟市中央区に1mの距離	
[6]	4 1 9	永上	般	般	"	n	駿輔地	山	林				O	アーラガッサの金子下の山尖に円柱状の陶器等が発見された。	
[7]	4 2 0	武士平	1 号古坂	古坂	"	n	金	川	河	田	河		O	9 2 7 6	金川の附近上にいる。道筋の中に古墳が2基ある。
[8]	4 2 1	2 号古坂	古坂	"	n	n	金	川	河	田	河		O	4 5 7	新潟市はどんな風景。お出の"風"が想起している。(3 9)古坂出土の魔刀が半棒に保管されているが、この魔刀出土の魔刀が半棒のものとされる。
[9]	4 2 2	北中	般	般	"	n	中川下	山	林	田	河		O	9 2 7 7	平安時代末に耕作により削平されたが、平安3年端(4 0)付近に残った石表の跡から人骨が出土した。
[10]	4 2 3	越下	般	"	n	n	中川下	山	林	田	河		O	1 1 6	明治31年オランダの化石化とともに土壌が出土。
[11]	4 2 4	南坂	般	"	n	n	中川下	山	林	田	河		O	9 2 3 2	昭和45年住宅建設時に土壌などの遺物出土。
[12]	4 2 5	北久手	寺院	"	n	n	中川下	山	林	田	河		O	1 1 5	中川下の土壌に關係の武士のいたところ。
[13]	4 2 6	清水古坂	般	"	n	n	中川下	山	林	田	河		O	9 2 3 2	寺院の建立した事。鎌倉時代末の日光・片瀬・芦原・伊吹・守谷(現守谷)が復活。かつては大庭園の小守であったことである。
[14]	4 2 7	上段	般	般	"	n	金	川	河	田	河		O	31-40	中世新原氏から氏姓が宮内省に配置したところ。
[15]	4 2 8	甲佐古坂	般	"	n	n	金	川	河	田	河		O	31-29	中世新原氏が川口面に進出した事。最初に別を構えた場所。後に大庭の代替となりた。
													O	31-30	佐々野城の墓を有する武家の墓地である。
													O	31-30	大庭氏の家系、越氏の古墳群との関係がある。

(5) 東川手

地図 番号	通路番号	通 路 名	経測	所 在 地	立 地	現 沈	山 石	平 前	中 後	地	古 墓	生 兵民・平安	古 墓	氣 香 分	備 考
図	5 0 1	湖南町新井 道ノ原	東川手 溝	犀川校丘 宅 地	田			○ ○ ○	○ ○ ○						昭和22年1月調査事で遺物が出土。 今回の調査でも新たに掘り出された遺物が、塚の 今向の跡などに多量に含まれていた。
図	5 0 2	"	数	" "	犀川校丘 宅 地			○ ○ ○	○ ○ ○						塚ノ原遺跡に遺植した塚跡が出土している。 柱状透視図に遺植が出土している。
図	5 0 3	金田院六拾 一號	古墳	" "	犀川校丘 宅 地			○ ○ ○	○ ○ ○						昭治末にはほとんど破壊、断片が石室を持つ円墳。
図	5 0 4	"	古墳	" "	犀川校丘 田			○ ○ ○	○ ○ ○						田の中にわずかに残り土が残り、現在は墓地に なっている。
図	5 0 5	3号墳	古墳	" "	犀川校丘 田			○ ○ ○	○ ○ ○						2号本體と高50mmにわざかに複数の上に小開がある。
図	5 0 6	4号墳	小塙	" "	犀川校丘 田			○ ○ ○	○ ○ ○						2号墳の北50mに小開があり、周辺がわずかに盛り 上がっている。
図	5 0 7	5号墳	古墳	" "	犀川校丘 田			○ ○ ○	○ ○ ○						お祭場が奥の北40mほどに延5mほどマウードが あり、周辺に礎が残っている。
図	5 0 8	お塙新小塙	小塙	" "	犀川校丘 墓 地			○ ○ ○	○ ○ ○						神石を置いたた径6mの円墳。
図	5 0 9	通路新野 道新	城宿	" "	犀川校丘 田			○ ○ ○	○ ○ ○						周氏の先祖の墓地があつたといわれ、かつては土塁 も残っていたという。
図	5 1 0	治田	数	" "	犀川校丘 田			○ ○ ○	○ ○ ○						(31-23) 植ノ原、新里、塩田石宮遺跡と一体となつた遺跡
図	5 1 1	六拾院新 野道	城宿	" "	犀川校丘 宅 地			○ ○ ○	○ ○ ○						長火原敷地名が残る。
図	5 1 2	"	新宮	" "	犀川校丘 宅 地			○ ○ ○	○ ○ ○						昭和25年小学校改築時、44年給食センター・老病院に かなり縮小された。塚ノ原の配石らしい高台も見 (1)つかっている。
図	5 1 3	三五山	数	" "	瀬波川 宅 地			○ ○ ○	○ ○ ○						(2) 塩山若宮神社の廟所方面に後山遺跡
図	5 1 4	"	城宿	" "	山 頂 山 林			○ ○ ○	○ ○ ○						9 2 0 こや塚の山腹を挟んだ位置にありこや塚とともに (4) 金口山 そのままである。
															3-27
															5-37 5-37 5-38 5-39

地図 番号	地図 番号	地名	種別	所在	地	立	地	現	況	旧石器	新石器	中期	後期	地	生	古墳	余命	半島	中古	古墳	保番号
[22]	515	木戸越ノ原	散	"	木戸	原	自然	山	林	大久保	山	麓	川	宅	地	○	○	○	○	○	9-2-6
[23]	516	木戸原	散	"	木戸	原	自然	山	林	大久保	山	麓	川	宅	地	○	○	○	○	○	4-5-4
[24]	517	上七野	散	"	上生野	山	川段丘	田	田	"	上生野	山	谷	谷	地	○	○	○	○	○	4-5-4
[25]	518	山中輪屋	散	"	山中	輪屋	地	山中	谷	東川手	山中	谷合の平地	谷	谷	地	○	○	○	○	○	4-5-4
[26]	519	山中中野	散	"	山中	中野	地	山中	谷	"	山中	谷合の平地	谷	谷	地	○	○	○	○	○	4-5-4
[27]	520	上鍋	散	"	"	"	"	山	林	"	"	"	"	"	"	○	○	○	○	○	4-5-4
[28]	521	花見城	地	"	花見	山	田	山	林	東川手	花見	山	田	山	地	○	○	○	○	○	4-5-4
[29]	522	佐野前	散	"	佐野	前	地	山	林	"	佐野	山	田	山	地	○	○	○	○	○	4-5-4
[30]	523	佐野北	地	"	佐野	北	地	山	林	"	佐野	山	田	山	地	○	○	○	○	○	4-5-4
[31]	524	三室戸(鬼城)	地	"	三室戸	(鬼城)	地	山	林	"	瓜ヶ久保	山	田	山	地	○	○	○	○	○	4-5-4
[32]	525	高見呂呂	地	"	高見呂呂	呂	地	山	林	"	高見呂呂	山	田	山	地	○	○	○	○	○	4-5-4
[33]	526	日向二の堀	地	"	日向	二の堀	地	山	林	"	日向	山	田	山	地	○	○	○	○	○	4-5-4
[34]	527	船岡	地	"	船岡	船	地	山	林	"	船岡	山	田	山	地	○	○	○	○	○	4-5-4
[35]	528	船岡山跡	地	"	船岡	山	跡	山	林	"	船岡	山	田	山	地	○	○	○	○	○	4-5-4

施設番号	施設名	位置	地立地	地況	日暮	繩	文	參生	山體	中古	風景	備考
16	たかうちば	地盤	"	山	山	山	林			○		(31-33)
16	天下沢	地盤	"	山	山	山	林			○		(31-33)
16	矢ヶ崎	地盤	"	山	山	山	林			○		(31-32)
16	岩	地盤	"	山	山	山	林			○		(31-32)
16	橋谷城	地盤	"	山	山	山	林			○		(31-31)
16	(橋谷瀬戸越)	地盤	"	山	山	山	林			○		(31-31)
16	峰方	地盤	"	山	山	山	林			○		(31-31)
16	峰方	地盤	"	山	山	山	林			○		(31-31)
16	峰方	地盤	"	山	山	山	林			○		(31-31)
16	染子	地盤	"	山	山	山	林			○		(31-31)
16	染子	地盤	"	山	山	山	林			○		(31-31)
16	染子	地盤	"	山	山	山	林			○		(31-31)
16	小芥	地盤	"	山	山	山	林			○		(31-31)
16	小芥	地盤	"	山	山	山	林			○		(31-31)
16	川はきま	地盤	"	山	山	山	林			○		(31-30)
16	川はきま	地盤	"	山	山	山	林			○		(31-30)

第3章 明科町の地形・地質と遺跡

1. 地形

(1) 地形の概要

明科町は、犀川の上流域に所在し、紡錘形を呈した松本盆地（以下盆地）北東縁の最低地に位置する。標高500から940メートルの範囲にあり、大部分を占める低山性の山地と、盆地や犀川及び支流谷底部の低地からなる。

この地域は、かつて新生代新第三紀の時代には、フォッサ・マグナ（中央地溝帯）の海底であった。周辺の陸地から盛んに運ばれた泥や砂礫は、厚い堆積岩となった。その後隆起して陸地となり、堆積岩類は別所層・青木層・小川層などと呼ばれ、さらに隆起して標高800から1,400メートルに及ぶ、筑摩山地や中山山地を形成した。

盆地東縁から上田・長野盆地にかけて、標高800から1,000メートルの山地が分布する。遠くから見ると、平坦な地形であるかのように連続している。これは、陸地になってから長い間の侵食によって削られ、盆地が陥没して形成される以前、前期更新世末（80万から100万年前）に形成された高位侵食小起伏面（隆起準平原）である。

これは、池田町大峰高原付近の地形を標準とした大峰面群（小林・平林1955、仁科1972）と呼ばれており、この地域周辺に聳える岩巣山・聖山・大峰山など標高が1,000メートルを超える山々は、大峰面群が形成されていた当時、侵食から免れていたもので、これは残丘と呼ばれる。

中期更新世初め（60万年前）盆地が陥没を始め形成される過程で、山地の隆起とともに河川の侵食が進んで、盆地東縁部には段丘・扇状地や氾濫原が作られ、河川沿いには谷底平野や段丘が形成された。

この地域では、河川沿いの山地に緩傾斜地や平坦な尾根となった更新世の段丘が見られ、盆地東縁部や谷底部には更新世の段丘と氾濫原が分布する。

段丘は、古いものほど標高の高いところに残り、古いものほどその後の侵食を受けて、地形面の明瞭さを欠いている。また山麓に沿う段丘は、後背山地からの崖錐や扇状地など押し出し堆積物に覆われている。

(2) 地形区分

明科町の地形は山地と低地に大別する。山地は西側の大穴山丘陵と、東側の長峰山地・潮沢山地に区分される。低地は盆地東縁部と犀川谷及び支流谷底部に分ける。

大穴山丘陵は、大穴山（標高860m）を最高地とする中山山地南端の丘陵状山地である。中央部を通る中山断層を境に、西側のもろい礫岩と東側の硬い砂岩泥岩層に分かれ、背梁部が西偏することもあり、地形景観を異にする。また、中山山地は北から南に向かって隆起したので、丘陵を横断していた高瀬川は次第に流路を南に移し、「オコババの風隙」「姥ヶ懐」などウインド・ギャップ（風の通り道）を残している。溪流は上方侵食が激しく「ままっこ落し」「蜂ヶ沢」などの断崖をつくる。

押野山（695m）から犀川谷斜面には、高位段丘から中位段丘IIIに及ぶ段丘面が断続する。

長峰山地は、盆地東縁の長峰山（934m）を最高地とした低山性山地である。主稜線は盆地縁から1,000メートル内外に位置し、標高が長峰山や光城山など900メートルを超える面と、子の神や天平など850メートル内外の面に区分される。前者を長峰面、後者を子の神面と仮称し、大峰面群に対比される準平原面である。

盆地側斜面は、標高700メートルから800メートルの山腹に、2段の緩傾斜地が断続する。上位をテラボッチ面、下位を能念寺山面と仮称する。高位段丘I・IIに対比される河床疊層を持つ段丘である。山地はここから急崖をなして盆地に落ちる。急崖部は盆地東縁断層（平林1972）による断崖崖で、南方は松本城山へ続く。

また潮沢山地は、潮沢川に分断され、南の東川手日影と北側の東川手日向に分かれる。一般に地層が軟弱なためすべりが頻発する。地すべりは同一場所で活動を繰り返すことが多く、「ぬけだみ」と呼ばれる。主稜線は標高850メートル内外で、子の神面に対比される。沢水は塩素イオンの含有量が多く、溶解成分のナトリウムイオンと結びつくため、この地域の水は塩味を含む特徴を持つ。

盆地東縁の低地は、高瀬川沿いの大町、及び犀川沿いの田沢から明科にかけた地域である。

高瀬川左岸には氾濫原が広がる。氾濫原と大穴山丘陵との間には、低位段丘が分布する。段丘は大量の押し出し堆積物に覆われて、区分が明確でない。

犀川右岸では、氾濫原と山地急崖部にはさまって台地が続く。台地は低位段丘IからIIIの段丘に区分され、上位から南面、北面、明科面と仮称する。北村遺跡の発掘資料（関1989、1993）から形成期は全新世を遡らない。南面、北面は、半径300メートル内外の扇状地に覆われている。

また犀川谷は、犀川が曲流して比較的広い氾濫原をつくり、両岸に小規模な段丘を断続する。段丘面は、低位段丘IからIVまで分布しており、山麓沿いでは押し出し堆積物に覆われる。段丘崖や河床には岩盤が露出し、侵食段丘の形態を示す。

一方会田川谷は、中流域の四賀村に広い谷底平野や段丘が発達する。町域では潮沢川とともに山地を横断するため、谷は狭小で平坦地の形成が乏しく、規模が小さい。

段丘は、低位ほど平坦で段丘面の傾きが小さく、河床に並行な傾きを示す。これに対して高位ほど侵食を受け、段丘面の傾きが大きくなる傾向をもつ。また段丘崖は、低位ほど新鮮な急斜面となり、高位ほど崩壊して原形を崩している。形成の古い方から高位段丘I、II、中位段丘I、II、IIIの洪積段丘と、低位段丘I、II、III、IV、最低位段丘の沖積段丘及び氾濫原に区分される。

2、地質

明科町は、フォッサ・マグナの西縁部に位置する。およそ1,600万年から400万年前のフォッサ・マグナの海底に堆積した第三紀層と、およそ180万年前から現在にかけて陸上で堆積した第四紀層が分布する。泥岩、砂岩、礫岩が主体で、一部に凝灰岩もはさむ。古い方から中新統の別所層・青木層・小川層及び鮮新統の小谷累層中部層と、土石流や扇状地の押し出し堆積物、段丘疊層など第四紀堆積物に区分する。

（1）第三系

① 別所層は町内で最も下位を占め、およそ1,500万年から1,300万年前の地層である。長峰山地西斜面から犀川西岸に分布する。岩相は、黒色か灰色の緻密な泥岩で、剥離性に富み、小塊片に崩れ易い。ニシン科・イワシ科のウロコ化石を多産し、クジラ類の化石も産出する。温かな環境にあり、静穏な海域の堆積物である。

② 青木層は、明科町の大部分を占める。粗粒から細粒へ規則的に変化する2回の堆積サイクルによって、下部と上部に分ける。下部から礫岩・砂岩・砂質泥岩互層などで、最下部の礫岩砂岩は連続性がよい。砂岩は植物片を含み、謹痕など堆積構造が発達する。また砂質泥岩互層には、海底地すべりによるスランプ構造が見られる。全般的に浅い海の堆積物で、堆積時の激しい基盤運動を物語る。地層が軟弱なため、全域に渡って地すべりの頻発地となっている。

③ 小川層は、岩洲山から生坂・岩殿山地に広がる。カキ化石を含む浅海性の堆積物で、石炭層をはさむ。岩相の差異によって下部・中部・上部・最上部に区分する。町内では下部層が分布し、岩相が固い礫岩砂岩のため、陥しい山地をつくる。生坂村込地の凝灰岩の絶対年代は610万年前（加藤・佐藤1983）を示している。

④ 小谷累層中部層は、大穴山丘陵の中山断層以西に分布する。糸静線の活動によって形成された陥没性堆積盆地（小坂1980）に堆積したもので、南限は最近光の段丘端や犀川河床で発見された。岩相は、頻海デルタ相またはデルタ相の礫岩砂岩などで、流速の増減や急斜面から緩斜面へ移過した環境を示す。夾在する酸性凝灰岩の絶対年代は、およそ290万年前（加藤・佐藤1981）である。中新統とは断層で境する。

（2）第四系

① 高位段丘 堆積物

長峰山のデーラポッチなど、標高740から800メートルの山腹や尾根に緩傾斜地をつくる河床礫層である。層厚11メートル以上の亜円礫で、中粒砂が隙間を埋める。結晶火山灰は見られないが、風化して金色の黒雲母が存在することから梨ノ木層に対比され、およそ40万年前の形成と推定される。

② 高位段丘 堆積物

能念寺山・押野山山頂など標高700メートル、比高200メートルほどの緩傾斜地をつくる河床礫層である。押野山ではローム層をのせる。四賀村反町の礫層は白色軽石や金色に風化した黒雲母が含まれることから、片丘礫層に対比され、およそ15万年前の形成と推定される。

③ 中位段丘 堆積物

下押野姥ヶ懐や三軒家など標高650メートル、比高150メートル内外の緩傾斜地をつくる河床礫層である。上下2面に区分され、上面を姥ヶ懐面、下面を三軒家面と仮称する。中山山地の隆起によって高瀬川が、大穴山丘陵を横断した最末期の堆積物である。後期更新世前半の形成と推定される。

④ 下押野城ヶ平、塙川原上ノ平からカルコ平や生坂村万平、草尾上野原など、現犀川の曲流に関係なく分布する。標高610メートル内外で、広い平坦地をつくる堆積物である。基盤の第三紀層を削り、基質は粗粒砂の淘汰不良な亜円礫からなり、層厚は5メートルほどである。波田礫層に対比され、後期更新世後半の4万年から3万年前の堆積物と推定される。

⑤ 中位段丘Ⅰ 堆積物

下押野上野、塙川原前平、宮林など標高590メートル内外の緩傾斜地をつくる河床礫層である。会田川吐中では扁平で淘汰不良な亜円礫が基盤と不整合に重なり、波田ロームの最上部礫層をのせる。ここからオオツノシカ化石とともに出土した崩積土中の埋れ木は、絶対年代がおよそ16,000年前（小林1965）とされ、森口礫層に対比される。後期更新世末の堆積物である。

⑥ 低位段丘Ⅰ 堆積物

光南村から長光寺、塔ノ原法音寺の面をつくる標高570メートル、比高50メートル内外の河床礫層である。層状地層頂部付近に分布するため、層相の明確さを欠く。完新世初期の堆積物と推定され、解析が進

んでいる。

⑦ 低位段丘II堆積物

光北村から塔ノ原、下押野上屋敷、中上野、塩川原から宮原、中村上段、小泉原などに分布し、犀川谷低地平坦部を形成した河床礫層である。基盤の第三紀層を削った凹凸面を、淘汰良好な2メートルほどの砂や砾が堆積する。上位は扇状地に覆われる。北村遺跡の調査から形成期は、縄文時代早期から前期と推定される。

⑧ 低位段丘III堆積物

明科、上生野、みどりヶ丘、中村、小泉中段などに分布する。標高530メートル、比高20メートルほどの河床礫層である。犀川が曲流流入によって低位段丘IIを侵食してつくった堆積層である。形成期は、縄文時代前期末から中期と推定される。

⑨ 低位段丘IV堆積物

潮、上生野、荻原伊勢宮、中村から小泉神谷、露海渡などに分布する。岩石段丘面を覆う薄い堆積層である。犀川の曲流に直接影響され、低位段丘IIIを削平して谷幅を狭めている。曲流の内側に位置する上生野や露海渡は、砂泥質の堆積が目立つ。標高520メートル、比高10メートル。縄文時代後期の形成が推定される。

⑩ 最低位段丘堆積物

氾濫原直上の小規模な河床堆積物である。潮、荻原、中村、小泉など一部に分布する。比高7メートル内外、弥生時代以降の形成が推定される。

⑪ 泛濫原堆積物

犀川・高瀬川および支流の現河床に発達する河原の礫層である。水流の影響を受けて、細粒堆積物を欠く。一般に犀川谷や支流では基盤岩が露出しており、薄い。

⑫ 押出し堆積物

土石流堆積物、地すべり堆積物、扇状地堆積物を一括した。いずれも後背地の地質を反映しており、一般的に淘汰不良な亜角礫層からなり、現在も堆積が進行している。

3、遺跡の分布

遺跡の発掘調査を通して、当時の地形地質的環境と人間生活との接点を探ることができる。町内には『明科町史』によると47遺跡、古墳8基、山城34か所の分布が知られている。JR篠ノ井線複線化工事に伴う「こや城遺跡」、は場整備事業による「ほうろく尾敷遺跡」、長野自動車道開発による「北村遺跡」など組織的大規模発掘を除いては解明の行き届かない遺跡が多い。

町内に分布する遺跡は、犀川や会田川沿岸の低位段丘上に展開された原始から古代の遺跡と、山地の突出した峰や尾根先に残る中世の山城跡である。

主な遺跡は、豊かな条件に満たされた環境下で集落が形成されて一定期間継続するか、時代を隔てながらもその場所が頻繁に利用されたかの別はあるが、縄文中期から古代の北村遺跡、縄文早期から弥生のこや城遺跡、縄文前期から古代の塩田若宮遺跡、縄文前期末から弥生のみどりが丘遺跡、縄文中期から後期の伊勢宮遺跡、縄文早期末から古代のほうろく尾敷遺跡などがあげられる。

これらの遺跡はいずれも形成期が縄文早期から後期に推定される低位段丘IIから低位段丘IVの段丘面に展開する。北村遺跡を除いては、山麓縁から離れた、特に河川の大きな曲流部の内側に立地する。ここは段丘の滑走斜面となる緩やかな傾斜面で、対岸の攻撃斜面が地質や地形環境による侵食進捗度の差異によ

って、離水期間に長短が生ずる。したがって同じ段丘に対比される立地の遺跡であっても、例えばほうろく屋敷遺跡のように、資源の豊かさなど好環境下にあり、時には冠水の災いを被りながらも離水中から集落を営むところや、荻原伊勢宮遺跡のように形成後に集落を営むなど、遺跡の発生時期にずれができるものと考える。

北村遺跡は、低位段丘Ⅱに分布した縄文中期末から後期中葉の敷石・配石など石を組合せた住居址・墓群が集中した遺跡である。山麓に位置し、段丘礫層を覆った崖錐堆積物と、小河川の乱流によって堆積した粗粒砂泥層の範囲に立地する。敷石や配石などに用いた砂岩塊や巨礫は、背後の渓流に転石しているものの利用している。一定期間継続された集落は、扇状地の急速な発達とともに廃絶する。形成中の扇状地斜面に弥生時代の住居址をわずかにみるが、これも扇状地に埋没する。扇状地の堆積がさらに進んで古代になると、扇端部に集落が発生する。ここは段丘礫層を薄く表土が覆った場所で、扇状地堆積物の影響が及ばない地域である。段丘端は礫層が露出しており、集落の広がりは見られない。

山麓に沿う孫五郎屋敷、宮ノ前、上郷、塙田若宮遺跡などは、多少の差異はあっても大筋では北村遺跡に準ずる環境と思われる。

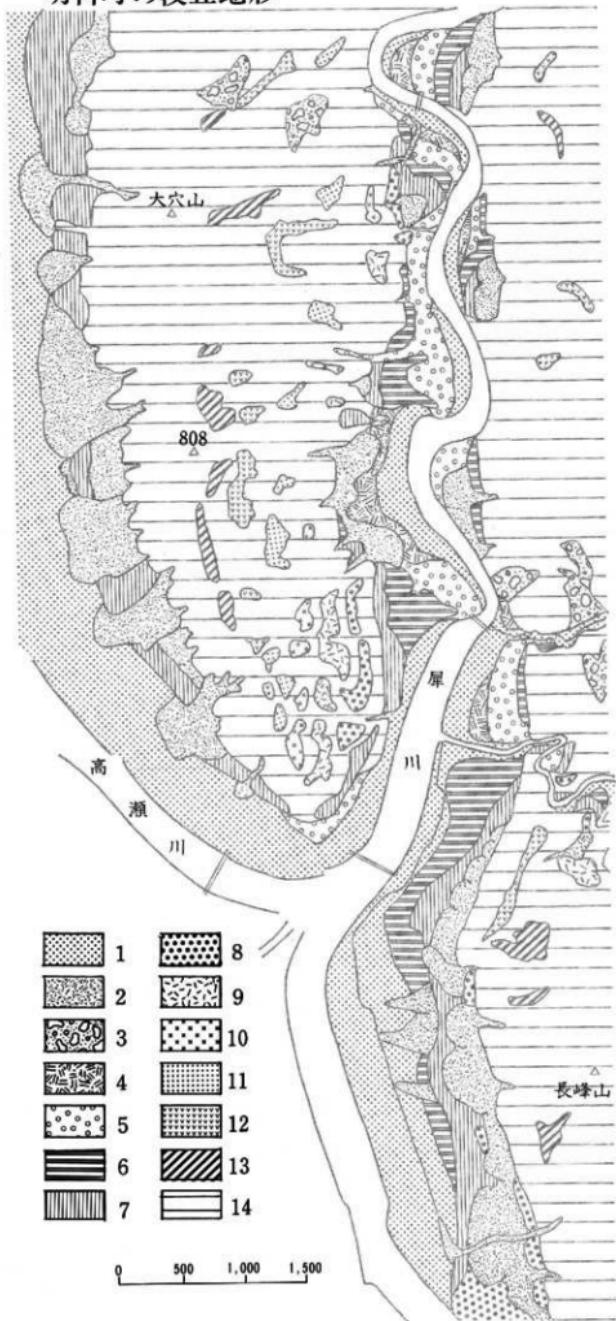
みどりヶ丘遺跡は低位段丘Ⅲに分布する。縄文前期から古代まで時代を隔てながらもその場所が頻繁に利用された遺跡である。これは比較的細粒質の砂礫で透水性に富み、押し出し堆積物や洪水の災害がない広い平坦地であり、直下に川が流れるなど環境の豊かさがあげられる。これに対して明科地域は、粘土質で排水が悪く、押し出し堆積物の影響下にあったことなどが分布の差異となっている。開発は潮地域と同様に湿地を利用した古墳時代である。

また高瀬川左岸の上押野段丘には遺跡の分布は見られない。これは背後の大穴山丘陵が崩壊性のもうろい砂礫岩層のため侵食に弱く、降雨などによって大量の礫石が土石流化したり、崖錐化して段丘面を襲う恒常的な災害地で、段丘面は厚い礫土で覆われる。また山地は湛水性に乏しく、渓流は枯れ川のために水に欠ける。遺跡の立地には苛しい条件が多い。

参考文献

- 木船清 (1987)『池田町誌』地形地質 池田町誌編纂会
小林国夫・平林照雄(1955)「松本盆地のいわゆる「山砂利」について」『地質学雑誌』61巻
松本盆地地図研グレープ(1977)
「松本盆地の第四紀地質－松本盆地の形成過程に関する研究(3)」『地質学論』
No.14
仁科良夫 (1972)「大峰面の形成過程」『地質学論集』No.7
関全寿 (1984)『明科町史』上巻 地形地質 明科町史編纂会
(1989)「松本盆地東縁河岸段丘面における堆積過程の一様相－北村遺跡の発掘を通して」
『出中邦雄教授退官記念論文集』
(1991)「生坂村誌自然編」地形地質 生坂村誌編纂委員会
田中邦雄・関全寿 (1966)「松本北方の第三紀層」『信大教育学部研究論集』No.15

明科町の段丘地形



明科町地質層序表

地質時代		大穴山丘陵	長峰山地	湖沢山地	段丘面(飯糸)
第四紀	完新世	×10 ⁴ 年期	氾濫層堆積物・押し出し堆積物(土石流・凍土地・崩積土)		
	更後期		最低位段丘IV堆積物		荒井面
	中期		低位段丘V堆積物		湖面
	前期		低位段丘VI堆積物		明科面
	第三紀		低位段丘VII堆積物		北村面
	第二紀		中位段丘II堆積物		南村面
	第一紀		中位段丘III堆積物		上野面
	中新世	13	中位段丘I堆積物		城ヶ平面
	鮮新世	70	中位段丘II堆積物		下位三軒家面
	中新世	180	高位段丘III堆積物		姥ヶ瀬面
	中新世	500	高位段丘IV堆積物		能念寺山面
	第三紀	900	(中山断層) 小谷累層中部		デーラボッヂ面
	中新世	1500			子の神面
	中新世				大峰面
	中新世				長峰面
	中新世				小川層下部
	中新世				青木層上部
	中新世				青木層下部
	中新世				別所層

第4章 明科町関係主要文献目録

- 1 信濃教育会東筑摩部会 1919(大9) 「東筑摩部誌」
- 2 北安曇郡役所 1923(大12) 「北安曇郡誌」
- 3 召田 利憲 1943(昭18) 「東筑摩郡中川手村上手屋敷遺跡について」『信濃』II-19
- 4 原 嘉藤 1953(昭28) 「中川手廻寺址について」
『東筑摩郡郷土資料編纂文化部報告』
- 5 原 嘉藤 1955(昭30) 「長野県東筑摩郡明科町明科廃寺址について」『信濃』III-7-7
- 6 信濃史料刊行会 1956(昭31) 「信濃史料」第1巻(上・下)
- 7 信濃史料刊行会 1956(昭31) 「信濃考古綜覧」(上・下)
- 8 河西清光・太田喜幸 1966(昭41) 「長野県東筑摩郡明科町七貴緑ヶ丘遺跡調査」
『長野県考古学会研究報告書』1
- 9 文化財保護委員会 1967(昭42) 「全国遺跡地図—長野県」
- 10 長野県教育委員会 1971(昭46) 「農業振興地域埋蔵文化財緊急分布調査報告書」
- 11 長野県教育委員会 1971(昭46) 「長野県埋蔵文化財発掘調査要覧」その1(昭和25年度～昭和
40年度)
- 12 東筑摩郡・松本市・塩尻市郷土資料編纂会
1973(昭48) 「東筑摩郡・松本市・塩尻市誌」第2巻歴史上
- 13 長野県教育委員会 1974(昭49) 「中央自動車道長野線建設予定地域内埋蔵文化財緊急分布調査
報告書」
- 14 目で見る明科史発行委員会
1977(昭52) 「目で見る明科史」
- 15 米山 一政 1978(昭53) 「信濃の古瓦再論」「中部高地の考古学」長野県考古学会
- 16 明科町教育委員会 1979(昭54) 「長野県東筑摩郡明科町こや城遺跡発掘調査報告書」
- 17 長野県教育委員会 1979(昭54) 「長野県埋蔵文化財発掘調査要覧」その3(昭和47年度～昭和
52年度)
- 18 長野県考古学会 1981(昭56) 「長野県埋蔵文化財白書」
- 19 長野県史刊行会 1981(昭56) 「長野県史」考古資料編 遺跡地名表
- 20 明科町史編さん会 1981(昭56) 「明科の石造文化財」
- 21 長野県教育委員会 1883(昭58) 「長野県の中世城館跡—分布調査報告書—」
- 22 文化庁文化財保護部 1883(昭58) 「全国遺跡地図—長野県」
- 23 長野県史刊行会 1883(昭58) 「長野県史」考古資料編 主要遺跡(中・南信)
- 24 百瀬 長秀 1983(昭58) 「中部高地における初期弥生土器」
『第4回 3県シンポジウム 東日本における黎明期の弥生土器』
- 25 信濃国分寺資料館 1984(昭59) 「信濃の古代寺院」

- 26 明科町史編さん会 1984(昭59) 『明科町史』上巻
- 27 明科町史編さん会 1985(昭60) 『明科町史』下巻
- 28 明科町史編さん会 1986(昭61) 『明科の社寺文化財』
- 29 長野県埋文センター 1987(昭62) 『長野県埋蔵文化財センター年報』4
- 30 長野県史刊行会 1888(昭63) 『長野県史』考古資料編 遺構・遺物
- 31 長野県埋文センター 1988(昭63) 『長野県埋蔵文化財センター年報』5
- 32 大沢 哲 1989(平 1) 『明科町はうろく屋敷遺跡の調査』『長野県埋蔵文化財ニュース』27
- 33 長野県埋文センター 1989(平 1) 『長野県埋蔵文化財センター年報』6
- 34 平林 彰 1989(平 1) 『信濃の繩紋後期文化－明科町北村遺跡を中心として－』
「平出遺跡考古博物館ノート2 信濃の繩文化」
- 35 京都国立博物館 1990(平 2) 『畿内と東国の瓦』
- 36 信濃國分寺資料館 1990(平 2) 『古代の寺院 一信濃國分寺とその時代ー』
- 37 長野県教育委員会 1990(平 2) 『リゾート等開発地域内の埋蔵文化財分布調査報告書』
- 38 明科町教育委員会 1991(平 3) 『はうろく屋敷遺跡－川西は場整備事業に伴う緊急発掘調査報告書－』
- 39 東日本埋蔵文化財研究会 1991(平 3) 『東日本における稻作の受容』第III分冊 甲信越・北陸・東海地方
- 40 長野県教育委員会 1992(平 4) 『歴史の道調査報告書XXIII 犀川』
- 41 長野県埋文センター 1993(平 5) 『中央自動車道長野線埋蔵文化財発掘調査報告書11 北村遺跡』

第5章 埋蔵文化財の保護と取扱について

はじめに

私たちは日々の生活のために食料を確保し、調理し、埋蔵し、衣服をまとい、あるいは冠婚葬祭にちなんださまざまな儀式を行うなかで暮らしに必要な家やさまざまな道具を作っています。こうした私たちの日々の暮らしは遠い昔から無限に繰り返されており、その痕跡の一部は土の中に深く埋もれています。その土中に埋もれた痕跡は埋蔵文化財（遺跡）と呼ばれています。

今回の調査で明らかになった111ヶ所の遺跡は、この明科の地に数千年前から住みついた祖先が人々と歴史を刻んできた証であり、私たちが町の歴史を正しく理解するためにはなくてはならない貴重な資料なのです。

私たちの現在の暮らしには道路整備などの開発行為は必要不可欠なものですが、しかしこうした開発は貴重な文化財を犠牲にしてしまうことにも目を向けなければなりません。

事実、111ヶ所の遺跡のうちには調査されることもなく工事などではなく消滅した遺跡もあり、遺跡が一旦破壊されると再現することが不可能であることを考えるとこうしたことは極めて残念なことです。遺跡の保護と開発行為は常に対立する概念として考えられ、ともすれば現実の生活優先ということで文化財が犠牲になってきた傾向がありました。ここ、数年地球環境の著しい悪化の結果、環境保護の機運が高まってきた。文化財と環境、どちらも一旦破壊すると取り返しのつかないものです。「環境にやさしい開発」、「文化財にやさしい開発」、新しい概念が必要な時が来ているのではないでしょうか。

私たちの現代の文化も、遠く祖先から伝えられた文化遺産を基に築いた文化です。わたしたちが将来新しい文化を作り上げるためにも、文化遺産を保護し、子孫に伝えていくことは現代に生きる私たちの責務でもあります。

町民の貴重な財産である埋蔵文化財を大切に守り活用していきたいものです。

埋蔵文化財（遺跡）保護の手続について

文化財を守るための法律として文化財保護法があります。この法律では埋蔵文化財の取扱について次のような手続を定めています。

（1）遺跡内で土木工事等を実施する場合の手続

既にその存在が知られている遺跡（「周知の遺跡」と呼ぶ）内およびその周辺で土木工事等の開発行為を行う場合には次のような手続が必要です。

① 相互連絡

開発を計画した段階で、計画予定地が遺跡にかかるかどうかを教育委員会に照会してください。

また逆に教育委員会から計画について照会のあった場合は回答をお願いします。

② 保護協議

開発予定地が遺跡にかかる場合には保護協議を持ち具体的な保護措置について検討します。協議

は、開発事業者、町教育委員会、県教育委員会の3者で行われるのが原則です。具体的な保護措置として一般的には次の3つがあります。

- ア　開発計画を変更して、遺跡の所在地を開発区域から除外する。
- イ　事業区域には含めるが、緑地帯・公園等の方法で地下の遺構の現状保存を図る。
- ウ　アおよびイの保存措置が実施できない場合には、事前に発掘調査を実施して記録保存を図る。
ウの発掘調査が必要とされるのは、次のいずれかの事項に該当する場合です。
 - ア　工事により掘削が埋蔵文化財に及ぶとき。
 - イ　恒久的な建築物、道路その他の工作物を設置する場合。
 - ウ　その他盛土、一時的な工作物の設置等で、それが埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合。

なお、発掘調査が必要であるが、遺跡の範囲・性格等が十分に把握されていない場合には、試掘調査を実施し、その結果に基づき再協議をして発掘調査の方法を決定する場合もあります。

発掘調査は通常町教育委員会が主体となって実施しますが、開発事業者には調査期間の保証と、原則として調査経費を負担していただくことになります。ただし、費用負担については、個人の住宅建設の場合は特例として町が負担します。

③ 埋蔵文化財発掘届の提出

開発事業に伴い発掘調査を実施する場合、開発事業者から文化庁長官宛の発掘届を提出することが義務付けられています。工事着手予定日60日前までに町教育委員会に提出してください。(書類の様式は町教育委員会にあります。)

④ 発掘調査終了後の協議

発掘調査により、特に重要な遺構などが発見された場合には、その保護について改めて協議を持つ場合があります。

(2) 遺跡を発見した場合の手続

周知の遺跡の範囲外で、土地の所有者等が偶然遺跡を発見した場合や、土木工事中に埋蔵文化財を発見したような場合には、例外を除き、現状を変更せずただちに発見届を文化庁長官宛に提出しなければなりません。(書類の様式は町教育委員会にあります。)

工事中に発見された場合については、保護協議を経て発掘調査等何らかの保護措置がとられます。

なお、文化庁長官は、発見届の有無にかかわらず、発見された遺跡が重要なもので、保護のため調査が必要であると認めた場合には、工事の停止・禁止を命ずることができます。

(3) 出土遺物の取扱について

出土遺物は遺失物法の適用を受けます。発見者(発掘調査により発見された場合には調査主体者)はただちに埋蔵文化財拾得届および埋蔵文化財保管証を警察署に提出しなければなりません。県教育委員会により文化財と認定された物件は、警察署に於いて一定期間公告ののち、所有者が判明しない場合には国のものとなります。このうち国が所有する必要のあるものを除いて、発見者・土地所有者・町から譲与の申請があった場合、国はその文化財を申請者に譲与することになっています。通常は、町が譲与を受け、歴史民俗資料館などで一括保存・活用されます。

昭和25年5月30日

法律代214号

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 1 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 2 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 3 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 4 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、渓谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 5 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

（政府及び地方公共団体の任務）

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第4章 埋蔵文化財

章名…追加〔昭和29年5月法律131号〕

(調査のための発掘に関する届出、指令及び命令)

第57条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとするものは、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部省令の定める場合は、この限りではない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に關し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

註 1項の「文部省令」=埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則1条・3条（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第57条の2 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

註 1項で準用する57条1項の「文部省令」=埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則2条・3条

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第57条の3 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令のさだめるもの（以下この条及び第57条の6〔国の機関等の遺跡の発見に関する特例〕において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があった場合において、当該通知に係る事業計画の実施に關し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前4項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項〔国有財産の所管換えの意義〕に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときには、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部大臣を通じて行うものとする。

註 1項の「政令」=文化財保護法施行令1条

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第57条の4 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に關し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

- 第57条の5 土地の所有者又は、占有者が出土品の出土等により員づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第57条第1項〔調査のための発掘に関する届出〕の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届けなければならない。ただし非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の届出があったに場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することになるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3箇月を超えることができない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聽かなければならぬ。
- 4 第2項の命令は、第1項の届出があった日から起算して1箇月以内にしなければならない。
- 5 第2項の場合において、同項の期限内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要がある場合は、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間として6箇月を越えることとなってはならない。
- 6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があった日から起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第1項の届出がなされなかった場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができます。
- 8 文化庁長官は、第2項の措置を執った場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執った場合を除き、第1項の届出がなされなかったときも、同様とする。
- 9 第2項の命令によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第41条第2項から第4項〔損失補償額の決定・補償額の増額請求の訴え・訴えにおける国の被告〕までの規定を準用する。
- 註 1項の「文部省令」=埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則5条
(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)
- 第57条の6 国の機関等が前条第1項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第57条第1項〔調査のための発掘に関する届出〕又は第98条の2第1項〔調査のための発掘の施行〕の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があった場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前4項の場合には、第57条の3第5項〔発掘に関する通知・協議又は勧告〕の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第58条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を実施することができる。

2 前項の規定により発掘を実施しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

第59条 前条第1項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを占有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（明治32年法律第8条）第13条〔埋蔵物〕で準用する同法第1条第1項〔遺失物拾得者の処置〕の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもって足りる。

2 前項の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第13条で準用する同法第1条第2項〔遺失物についての警察官署の処置〕の規定による公告をしなければならない。

(提出)

第60条 遺失物法第13条〔埋蔵物〕で準用する同法第1条第1項〔遺失物拾得者の処置〕の規定により、埋蔵物として差し出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を文化庁長官に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(引渡)

第62条 第59条第1項〔発掘による文化財の発見の場合の文化庁長官の処置〕又は前条第2項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があったときは、文化庁長官は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(遺失物法の適用)

第65条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定のある場合の外、遺失物法第13条〔埋蔵物〕の規定の適用があるものとする。

註「この法律に特別の定」=本法第57条-64条

明科町の埋蔵文化財第4集

長野県東筑摩郡明科町遺跡詳細分布調査報告書

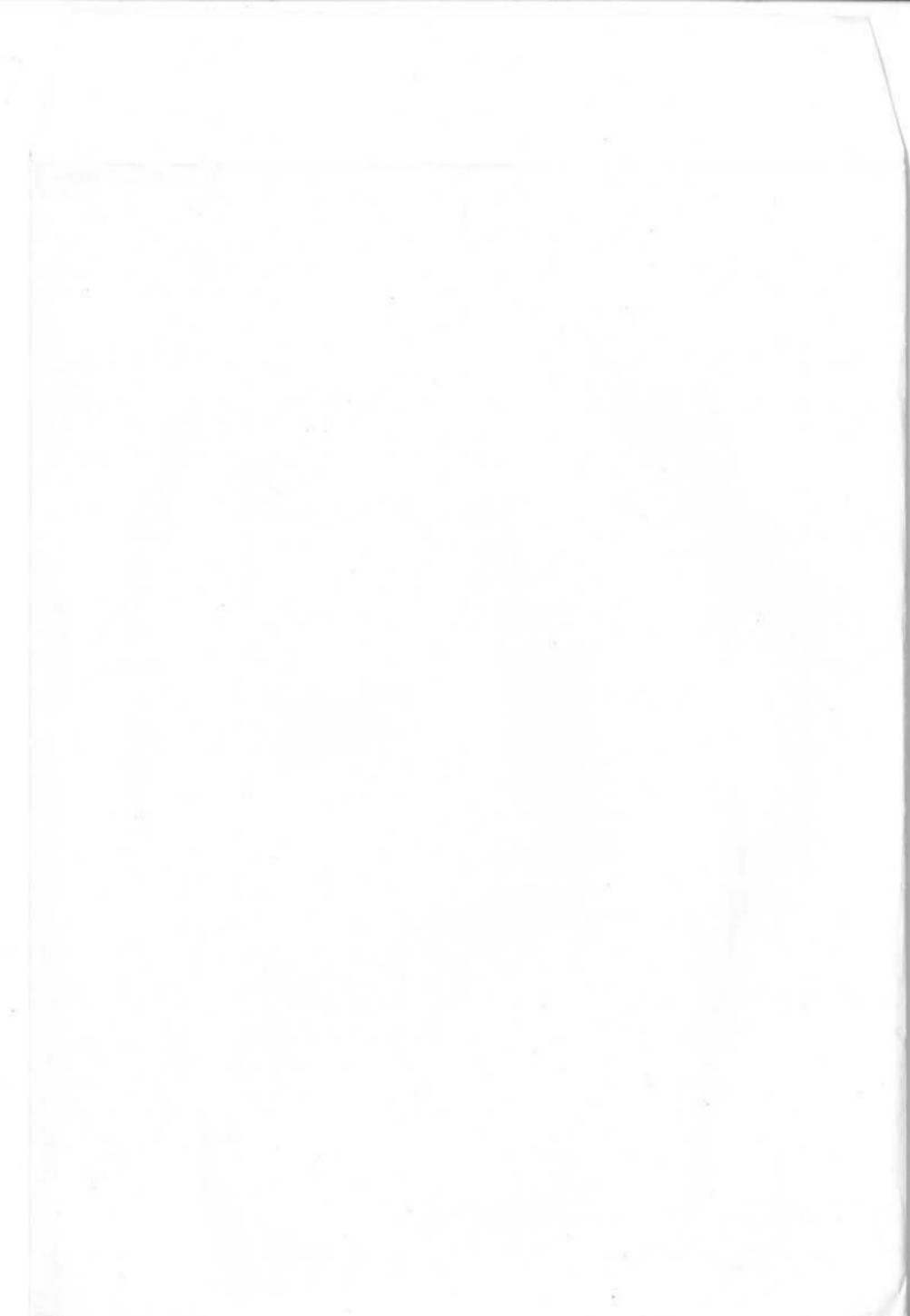
明科町の遺跡

平成6年3月25日 発行

発行 明科町教育委員会

印刷 信毎書籍印刷(株)

長野市西和田470



明科町遺跡詳細分布地図

1 : 10,000

平成四年七月

